

HRC42 会議記録

房野 桂 作成

2019年9月9日(月)午前 第1回会議

議事項目 1: 組織上・手続上の問題

提出文書

1. アジェンダと注釈(A/HRC/42/1)
2. 上記報告書訂正版(A/HRC/42/Corr.1)

会期開会

Mr. Coly Seck 閣下、人権理事会議長

Ms. MiMichelle Bachelet 国連人権高等弁務官: 私がこのマンドートを初めて1年が経った。私は嘘は言わないが、この任務は容易いものではなかった。私たちは難しい課題に直面している。私たちは伝統的な人権問題のみならず、新しいデジタルの風景とプライバシーのような新しい問題、またはこれから手短に話すつもり気候変動とそれが私たち一人ひとりの権利に与えるインパクトにも取り組まなければならない。

私の職業生活全体を通して、これら問題に対処する最良の方法はパートナーシップを通すことであることを十分承知しているので、相互意見交換と協力を提唱してきた。人権高等弁務官事務所と皆さまとの間の継続中の対話が、国と世界レベルでの人権に関する進歩を保障するカギである。

昨年、人権のためにある程度の重要な進歩を遂げ、従って私たちの社会を強化したものと信じている。まだやることはたくさんあり、数多くの問題と状況が理事会の緊急の注意を要請している。私は、急速に増大する人権に対する世界的脅威、つまり気候変動を含め、これら課題に対処する堅固な考え、戦略、解決策に関して私に協力して下さるものと皆さまを当てにしている。

気候変動は、今、世界のすべての地域に悪影響を与えている現実である。現在予想されている程度の地球温暖化の人間にとっての意味合いは、破滅的である。嵐が起こっており、潮流が島国と沿岸の都市全体を水没させることもある。火災は私たちの森林でたけり狂い、氷は解けつつある。私たちは文字通り私たちの未来を焼き尽くそうとしている。

気候緊急事態は、世界的な飢餓をすでに急速に増やしており、これがFAOによれば、この10年で初めて今年増加した。WHOは、気候変動が2030年から2050年の間に年間さらに約25万件的死亡---栄養不良、マラリア、下痢、熱中症よるものだけでも---を引き起こすものと予想している。多くの国々で、大混乱の天候のパターンとその他の私たちの環境的緊急事態の表れは、すでに主な開発の利益を後退させつつあり、紛争、強制移動、社会的緊張をさらに悪化させつつあり、経済成長を妨げ、ますます厳しくなる不平等を形成しつつある。

世界はこの規模の人権への脅威をこれまでに見たことはなかった。これはどの国もどの機関もどの政策策定者も傍観していただける状況ではない。すべての国の経済、すべての国家の制度的・政治的・社会的・文化的構造、すべての人々と未来の世代の権利がインパクトを受ける。

行動のための機会の窓口は閉じられているかも知れない---しかしまだ行動する時間はある。私たちは途方もない革新の時代に生きている。天然資源・再生可能な資源の利用に対するもっと思慮のある取組、様々な社会保護イニシアティブを含めた周縁化された地域社会を保護しエンパワーする政策、その供給網全体を通じた企業によるより良い戦略が、環境にとって良いこともあり、さらに人間の尊厳と権利を推進できる。

この理事会は、「政策統合、統合力、持続可能な成果を推進して、人権責務、基準及び原則が、気候変動の領域での国際的・地域的・国内的政策策定を特徴付け、強化する可能性を持っている」ことを認めてきた。

私たちには、この強力なステートメントに基づいて行動する必要がある。私たちには、最も危険にさらされている地域社会を代表する環境人権擁護者、先住民及び市民社会団体による参画に重点を置く強力な国内の行動のためのコミットメント並びに企業セクター、都市及びその他の積極的なステイクホルダーからの支援が必要である。

事務総長は、国家と国際社会による気候行動の速度を速めるために、ニューヨークで2週間のうちに「気候行動サミット」を開催する。

世界の主要な人権政府間機関の一員として、私は、それぞれの国に、気候変動を防止し、環境的害悪に対処する際に、国民の強靭性と権利を推進するための可能な限り強力な行動に貢献するようお願いする。

気候に関する効果的行動には、コミットしていない、確信していない人々を共通の正しい真に国際的な努力へと引き入れることが必要である。人権は、この運動を強化する手助けができる。今日、環境基準と人権基準の大変に不均衡なモザイクが、人間と環境害悪の間に立ちはだかっている---そして多くは受ける害悪に対して効果的なよすがを有していない。

私は、環境と人権との間の関係を定義する 100 を超える国内・地域法で、**健全で持続可能な環境への権利**がますます認められるようになっていくことに元気づけられている。私たち一人ひとりにとって健全な環境は、私たちが食べる食物、飲む水、または私たちが抱く思想の自由に劣らず重要であり、至るところにいるすべての人々は、健全な環境の中で暮らし、これを妨げる者に責任を取らせることができるべきである。

この理事会には、気候行動に貢献する既存の手段に関しても、革新的手段に関しても果たすべき重要な役割がある。

第1点: **気候変動は権利、開発、平和を損なう。**

事務総長は、過去 60 年にわたって、国内紛争の 40%が環境悪化に関連していると述べてきた。これには多くの現在の実例があるが、**サヘル地域**の国々を調べてみたい。国連サヘル地域特別顧問が述べているように、気温が世界平均より 1.5 倍高くなると予想されている状態で、この地域は気候変動に対して最も脆弱な地域の中にある。

砂漠化は、人々の経済的・社会的・文化的・市民的・政治的権利の享受に多大なインパクトを与える。サヘル地域の耕作可能地の悪化は、すでに乏しい資源の奪い合いを強化し、牧畜者と農業者との間の頻繁なぶつかり合いに繋がり---これが代わって民族間の緊張を悪化させている。開発の遅さと増加する貧困が、若者を過激主義者とテロリスト集団の搾取に晒し、学校への攻撃、強制移動、政治的不安定を含め、暴力を煽っている。

今年5月に、**ブルキナファソ、マリ、及びニジェール**の国連駐在人道コーディネーターは、厳しい早

魘から生じた暴力的な過激主義、過去 12 カ月の強制移動の深刻な増加及び食糧不足が、「全世代」の未来を危険にさらすと警告した。彼らは、増加する不安定が、近隣諸国にも浸透する危険があるとも警告した。

テロと闘うための連合軍を創設するという **G5 サヘル諸国** によるイニシャティヴと軍の行動は人権に従うことを保障するというそのコミットメントは推奨すべきである。しかし、現状の根本原因に対処するには、環境的脅威を矯正し、若者に真の機会を提供し、不平等と取り組むことにもかなりの投資が必要であろう。

第 2 点: 効果的な気候行動には幅広い意味ある参画が必要である

効果的な気候適合措置は、女性、先住民族、脆弱な地域で暮らしており、しばしば周縁化され、差別されている地域社会の構成員であるその他の人々をエンパワーする措置であろう。これには、各国政府がこれら地域社会の気候脆弱性を深める構造的要因を認め、解決策を求め際に彼らを巻き込み、社会保護とよりグリーンな職への正しい移行への公正で改善されたアクセスを含め、その権利を支持することに資金を捧げることが必要である。

女性---特に障害を持つ女性---が、自然災害の悪影響を不相応に受けているという証拠がふんだんにある。環境政策の形成を手助けすることから社会の半数を効果的に排除することは、これら政策が、引き起こされる特定の損害にあまり対応せず、地域社会を保護する際にあまり効果がなく、加えられつつある害悪を強化さえするかも知れないことを意味する。

12 年前、「**国連先住民族の権利宣言**」¹は、「政治的・経済的・社会的構造と文化、霊的伝統、歴史、哲学から来る先住民族固有の権利---特にその土地、領土、資源への権利---を尊重し、推進する緊急の必要性」を認めた。

しかし、「先住民族の権利専門家メカニズム(EMRIP)」が今月理事会に報告するように²、彼らは、環境破壊によって彼らの土地から追い出されつつある。それでも、多くの人類の森とその他の資源が未だに存在しているのは、先住民族の先祖伝来の知識とリーダーシップのお陰である。先住民族の知識が気候行動にとって極めて重要であることがわかるかも知れない例には、伝統的な火の管理、天候早期警告制度、雨水集積、伝統的な農業技術、沿岸海洋管理が含まれる。政策決定を形成す際に自由に完全に参画する権利を含め、すべての先住民族の権利が保護されることが極めて重要である。

私は、「国連気候変動枠組条約」によって設立された「地方社会・先住民族プラットフォーム」を支援して、「UNFCCC 事務局先住民族フォーカル・ポイント」に資金提供を誓約したことに対して**カナダ**を推奨する。カナダは、「締約国会議」へのその代表団にも先住民族を含めてきた。積極的手段はあるが、私は、すべての環境の意思決定プロセスに先住民族の完全で意味ある効果的参画を保障するようすべての国々を奨励する。

コロンビアでは、2014 年以来、OHCHR は協議会のための要件を確立するプロトコルを設立するために先住民族社会とアフリカ系の人々の社会を支援してきた。場合によっては、これが当局との対話と協定に貢献してきた。例えば、2017 年に完了した Arhuaco 先住民族プロトコルは、戦略的生態系と水源であるサンタ・マータのシエラ・ネヴァダの持続可能で尊重する管理を確保することを求めている。今日、政令が、この生態系を保存し、聖なる場所が定義されることを保障している。

¹ <https://www.un.org/development/desa/indigenouspeoples/declaraiion-on-the-rights-of-indigenous-peoples.html>.

² <https://www.ohchr.org/EN/Issues/IPeoples/EMRIP/Pages/BordersMgirationDisplacement.aspx>.

私は、アマゾンの森林伐採の徹底した促進を深く懸念している。熱帯雨林全体にわたって現在たけり狂っている火災は、人類全体に壊滅的インパクトを与えるかも知れないが、最悪の影響を受けるのは、これら地域で暮らしている女性、男性、子ども、とりわけ多くの先住民族である。**ボリヴィア、パラグアイ、ブラジル**で、最近の数週間のうちに死亡と害悪の総計は計り知れないかも知れない。私は、長期的な環境政策と持続可能な管理のための奨励制度の実施を確保し、今後の悲劇を防止するようこれら国々の政府に要請する。

世界全体にわたって、OHCHR は大きな水力発電ダムやバイオ燃料農園のような開発プロジェクトが気候行動の名の下で国際金融機関により資金提供されてきたが、女性を含めた先住民族や地方の社会の権利を害してきたいくつかの事例にも留意してきた。私は、すべての**開発機関と金融機関**---「パリ協定」の第6条の下で確立されたメカズムを含め---に、参画と情報へのアクセス、司法と救済策をその核心として、人権保護を確立するよう要請する。

第3点: **環境を擁護する人々をもっと保護しなければならない**

環境擁護者---先住民族の土地への権利を擁護する人々を含め---は自分たちの国、実に人類への偉大な奉仕にかかわっている。OHCHR と特別報告者たちは、文字通りあらゆる地域、特にラテンアメリカで、環境的人権擁護者への攻撃に留意してきた。

私はこの暴力そして若い世代が耐えているかも知れない害悪の防止のための支援を強化している Greta Thunberg とその他の人々のような若い活動家への言葉による攻撃にもがっかりしている。環境擁護者と活動家による要求は差し迫ったものであり、私たちはその権利を尊重し、保護し、成就すべきである。

先月、OHCHR は、**国連環境計画**との強化されたパートナーシップに署名した。これには、本部と特定の国及び地域駐在所の環境人権擁護者を保護するための協力を強化することが含まれるであろう。これは、私たちが環境行動と人権行動にわたって首尾一貫性と統合力を保障するために国連システム内で活動することを保障するであろう。これは、国内人権機関の作業を含め、人権に基づく環境政策の国内での実施に対する私たちの支援を強化するであろう。

「環境問題における情報・公的参画・司法へのアクセスに関するラテンアメリカ地域協定」---

「**Escazu 協定**」として知られている---も、変革の希望を提供している。「協定」は、健全な環境と持続可能な開発への万人の権利を保証することを目的としている。これには、環境を擁護する人々の保護のための特別な拘束力のある規定³が含まれ、環境情報、環境的意志決定への公的参画及び環境問題での司法へのアクセスも保証している。私は、これまでに協定に署名した 15 か国を含め、この地域のすべての国々に、速やかに批准に進み、これを実施するよう要請する。私は、同様のコミットメントの開発を考慮するよう他の地域と国々にも要請する。

私たちは、**南太平洋大学**ともパートナーを組んでいるが、この大学には環境問題をより優先させるために企業や各国政府に挑んでいる環境人権擁護者へのより良い支援を推進するために、南太平洋の島々にわたって 14 のキャンパスを有している。私たちは調整と相互支援のためのネットワークを設立するために地域にわたって擁護者たちを支援してきた。

第4点: **最も悪影響を受けている者が道案内をしている**

小島嶼国は、問題を煽ることにほとんど寄与していないにもかかわらず、気候変動の最もひどい影響

³ <https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=23557&LangID=E>.

を受けている国々の中にある。ほんの先週、さらにもう一つの破壊的なハリケーンがバハマを襲い、恐ろしいほどの数の人命を奪われて得た貴重なものを破壊した。嵐は気候変動で温暖化した海洋を前例のないスピードで膨れ上がり、これまでに陸を襲った最も強力な大西洋ハリケーンの1つとなった。

カリブ海のほとんどの母集団は、沿岸地帯で暮らしており、バハマとドミニカを含めたカリブ海諸国の中には、気候強靱性と緩和措置を築くことを目的とする政策を導入してきたところもある。しかし、2011年のECLACの調査によれば、海面上昇の程度は、2050年までにバハマの領土の10%から12%が水没することもあり、これは予測できない人類の損失である。そして、現実には、島嶼国は自分が起こしたものではない問題を単独では解決できないのである。

南太平洋諸国は、気候行動と気候正義の世界的呼びかけを導いてきた。この地域での私たちの存在は、ほぼ毎日のように、上下水道、保健、食糧、仕事、適切な住居への地域社会の権利に与えるインパクトの証拠---そしてその結果としての人々の強制移動の証拠を受けている。私は、南太平洋諸国とすべての小島嶼国に、緩和、適応、防止のための資金と技術支援の提供を増やすよう国際社会に要請する。

先月開催された人権と気候変動に関する地域会議での討論に沿って、私たちは、気候変動アジェンダ全体を通して、人権を主流化する手助けをするために、太平洋島嶼国政府との協力を継続していく。

第5点: 企業は気候変動にとって極めて重要であろう

今後の気候害悪を避け、気候正義を保障するために、企業は、解決策の一部でなければならない。

「国連グローバル・コンパクト」と国連環境計画によって開催された「**気候イニシアティブをケアする**」は、気候危機に対処する行動を起こすことにコミットしてきた世界中からの400社以上の会社を集めている。グリーン経済とブルー経済へのその貢献は、持続可能な開発にとってのカギである。

私は、先住民族の意味ある参画と相談に重点を置いて、「企業と人権に関する国内行動計画」を開発するという米州のいくつかの国々によるコミットメントも歓迎する。

企業には、「企業と人権に関する国連指導原則」に沿って人権を尊重する責任がある。国家には人権の害悪を防止するために、企業を効果的に規制する積極的責務がある。しかし、多くの国々で、化石燃料産業のための政府の支援と助成金が、気候目標を危険にさらしている。私は、企業活動に関連するものを含め、気候変動が人権に与えるインパクトにどのように対処するかを探求する際に、国内的にも国際的にも政策統合の必要性についてすべての国々に思い出させる。

現在、**フィリピン**の国内人権機関は、世界レベルで歴史的な温室効果ガスの大半に対して責任のある47の会社の人権責務を調査している。この調査は、気候変動の否定的な人権への影響に対する企業の責任に関してかなりの関心を生み出し、今年末にその結果を発表するであろう。**ノルウェー年金基金倫理会議**のような機関による企業の人権遵守の監視が増えていることも、欠陥と緊急の矯正行動をとる責任に対する意識を高めことに繋がっている。

さらに、先月**人権委員会**は、殺虫剤の管理されない無制限の使用のために数名の人々が病気になり、一人が亡くなった事件である *Portillo Caceres* 対 *パラグアイ事件* の画期的決定を出した。これは、条約機関が、国家が環境的害悪から保護できないことは、生命、プライバシー、家庭生活への権利に関する責務に違反するかも知れないことをはっきりと示した初めての例であった。この重要な決定は、国家には、似たような環境害悪に対する捜査、責任ある者の制裁、被害者への救済策の提供を行う国際人権法の下での責務があることを確立する際の先例となっている。

私は、この理事会の注意をその他のいくつかの人権状況に引きたいと思う。**コンゴ民主共和国、ガザ、ニカラグア、ウクライナ、ヴェネズエラ、イエーメン**に関するOHCHRからの特別なステートメ

ントがあるであろうから、私はこのスピーチではこれらの状況は扱わない。しかし、OHCHR が釈放を提唱してきた多くの人々が解放された土曜日のウクライナとロシア連邦での囚人釈放の突破口的協定に留意したい。私は、すべての当事国がこの勢いに基づき、東ウクライナでの紛争を終わらせるよう強く奨励する。

文民支配と民主主義への移行を確立するために、8月17日の政治協定と「憲法宣言」に署名したことに対して、**スーダン**の当事者たちを推奨する。これは大いに祝うべき大義である。「憲法宣言」には、多くの人権への言及、特に「権利章典」と国の捜査委員会を設立するというそのコミットメントが含まれている。私は、「スーダンで活動する OHCHR のミッションを促進する」というその明確なコミットメントも歓迎する。OHCHR からの代表は、ハートゥームにおり、私たちはこの国で完全にマンデートを与えられた事務所のための討論が進むことを希望している。私たちは、「憲法宣言」で概説されている法改革を含め、新政府と移行司法に技術援助を提供する用意がある。保護の課題に対処し、UNAMID が地域から撤退する時に、**ダルフル**を含め、この努力において市民社会と国内人権機関を支援することが極めて重要であろう。

ジンバブエでは、抗議者と市民社会グループに与える経済危機と取り締まりのインパクトを深く懸念している。極度のインフレが、特に周縁化された労働者階級の人々に劇的インパクトを与えて、燃料、食糧、運賃、保健サービスの価格上昇という結果となっている。私は、経済状況に関連する無理もない苦情について国民とかかわり、平和的抗議者を特に伝えられる過度の武力の使用で押さえつけることを止める建設的方法を見つけるよう政府に要請する。私は、人権擁護者の攻撃と逮捕の報告の数が増えていることも懸念している。

タンザニアでは、6月の NGO に関する大変に制限的な法律の採択で市民のスペースが縮小していることについて継続して懸念している。従って、例えば、政府は聴聞によりその活動を中止させる裁量権を持って、3か月ごとにそれぞれの NGO の活動を今では監視し、評価することができる。私は、与党の間の政治的分裂や警察の拘置所にいる拘束者の扱いのような問題を捜査してきたジャーナリストの逮捕と拘束の最近の報告にも悩んでいる。私は、政府が述べた汚職を抑制し、教育と保健へのアクセスを拡大するというコミットメントに留意する。しかし、批判を含めた情報と表現の自由への権利と平和的集会への権利は良い統治と持続可能な開発の基本であることを政府に思い出させたい。

ブルンディでは、司法外殺害、強制失踪、恣意的逮捕と拘束、拷問と虐待並びに表現と結社の自由の厳しい制限が継続して起こっていることを報告書が示している。国内での私たちの駐在を終わるという2月の政府の決定に続く討論中に、政府は OHCHR との代替の型の協力を維持することに対して寛大さを表明した。私は、新しいパートナーシップのチャンネルを確立し、根強い人権課題に対処するために政府との相談を継続する用意があることを繰り返し述べる。

私は、**南アフリカ**での排外主義的暴力の最近の発生を悲しく思っているが、南アにはジェンダーに基づく殺害の根強い重大な報告もあった。南アフリカのすべての人々は---国民も外国籍の人も---憲法と国際人権法の下で基本的権利への資格がある。私は大統領の最近の声明に感謝と共に留意し、被害者の保護を保障し、このような犯罪の波を断ち切るために速やかに行動するよう政府に要請する。

デモ参加者の多くは平和的に法に従って行動してきたが、OHCHR は、香港に関連して中国政府との2国間対話にかかわり続けている。私は最近の抗議に関連した暴力の増加の場面を心配している。私は、デモは平和的に、法に従って行うよう、デモにかかわっている人々に訴える。私は当局には、抑制力をもって過度の武力なく暴力行為に対応し続けるよう要請する。香港の人々との対話を確立し、その

苦情に対処するそのイニシアティブを追求するよう行政長官を奨励し、政府と平和的に建設的にかかわるためにこの機会を利用するよう香港の人々を奨励したい。

カシミールに関しては、OHCHR は、管理線の両側の人権状況に関して報告を受け続けている。私は、インターネット通信と平和的集会に課せられる制限と地方の政治指導者と活動家の拘束を含め、カシミールの人権に関してインド政府による最近の行動のインパクトについて深く懸念している。インド政府とパキスタン政府に、人権が尊重され、保護されることを要請し続けるが、私は特にインドに、最近の嚴重な監禁と夜間外出禁止令を緩和し、基本的サービスへの人々のアクセスを確保し、相当のプロセスへの権利が拘束されている者に対して尊重されることを訴えてきた。カシミールの人々が、その未来にインパクトを与える意思決定プロセスで相談を受け、かかわることが重要である。

インドの北東部の州アッサムでは、最近の「国民登録」検証プロセスが、8月31日に公表された最終リストから約190万人の人々を排除して大変な不安と心配を引き起こしている。私は、苦情プロセス中に相当のプロセスを確保し、国外追放や拘束を防止し、無国籍から人々が保護されることを保障するよう政府に訴える。

ミャンマーでは、殺害と性暴力を含め、軍による恐ろしい違反以来2年が過ぎ、約100万人のロヒンギャの人々を国外に追い出した。今、ラカイン州は、いわゆるアラカン軍と Tatmadaw との間の新たな紛争と新たな人権侵害と強制移動を経験している。これは、ラカイン民族とロヒンギャ社会の双方に悪影響を与えており、難民と国内避難民の帰還を一層難しくするであろう。シャン州での衝突の最近の激化とカチン州での長年の紛争も、強制移動と人間の苦しみを引き起こしており、和平プロセスを損なっている。

この理事会の会期は、事実確認ミッションの最終報告を聞くことになるが、私は、ミャンマー全土にわたって行われてきた違反の重大性と規模についての明確な姿を世界に示すことに対して、これを推奨する。説明責任の必要性は差し迫った緊急のものであり、理事会の歴史的決議第39/2号によって設立された**ミャンマー独立捜査メカニズム**が、8月に事務総長によって活動を始めたことが宣言されたことを大変喜んでいる。私の声明に続いて、このメカニズムの長が、刑事訴追のための事件を編集することにより事実確認ミッションの強力な作業を進めるためにすでに取られた手段を皆さまに説明するであろう。

私は、司法を確保し、ミャンマーの民主的移行を強化するために設立されたきた国際メカニズムと協力するよう政府に要請する。私は、実体的に法律が「子どもの権利に関する条約」と「ILO条約」を遵守するようにするミャンマーの画期的な「子ども法」の7月の採択を歓迎する。

カンボディアでは、政府のOHCHRとの継続中の協力を認めるが、私は、2017年末に解党させられた元の主要な野党の党員や支援者への継続する圧力について依然として懸念している。今年初めから、警察や裁判所は、130名を超える人々を尋問しており、少なくとも22名の野党の党員と支援者が、直接的または間接的に政治的意見に関連する様々な刑事罰または有罪判決に基づいて現在拘束されている。開発への権利は、批判的見解を持つ人々を含め、万人の意思決定への参画に基づいている必要があり、私は、真の対話を保障し、基本的自由を尊重する手段を取るよう政府を奨励する。

私たちは、**アフガニスタン**の人権状況と特に国が今年の大統領選挙の準備をしている時に、武力紛争が文民に加える恐ろしい死傷者の数を監視し続けている。7月に、1,500名を超える文民の死傷者が、UNAMAによって記録されたが、これはUNAMAが2009年に文民の死傷者を追跡し始めて以来最高の月毎の数字であった。私は、依然として、和平会談がこの残忍な紛争を終わらせるものと期待してい

る。永続的平和のために、すべてのアフガン人、特に女性の人権の尊重と保護がすべての政治協定の核心にあることが極めて重要である。

シリアでは、継続する軍事衝突が、特に南部イドリブと北部ハマで文民、保健サービス、学校に深刻な影響を与え続けている。4月29日の現在のキャンペーンの開始以来、多くは政府とその同盟軍による空爆のみならず、程度は低い非国家武装集団による攻撃で、少なくとも300名の子どもを含めた1,000名以上の文民が殺害された。5月初めから、OCHAは、さらに60万人の強制移動を記録してきた。OHCHRは、51の病院、診療所、救急輸送地点の破壊を記録してきたので、今年は、同じ家族が繰り返し打撃を受けた2つの事件があり、救援チームと最初の対応者の間のさらなる死傷者という結果となった。

パレスチナ被占領地では、東エルサレムを含めた西岸被占領地全体にわたって入植地の継続する拡大は国際法のもとでは違法であり、パレスチナ人の人権に厳しいインパクトを与えてきた。私は程度の高い入植者暴力、イスラエルがそのような攻撃からパレスチナ人を保護できず、加害者に責任を取らせこともできないことを特に懸念している。家屋の破壊は、パレスチナ人をひどく差別するイスラエルの区域指定と企画の枠組の下で、最近増えてきている。今年までで、少なくとも481名が破壊の結果として強制移動させられており、2018全体ですでに強制移動は472名を超えていた。入植者暴力、破壊、強制立ち退きはすべてパレスチナ人をその家から強制的に立ち退かせる環境を助長している。この状況で、私は、イスラエルの役人の西岸のすべてまたは一部の併合のいくつかの最近の呼びかけにも懸念を抱いて留意している。

私は、被占領地全土にわたるイスラエル安全保障軍によるパレスチナ人の違法な殺害と傷害、過度の武力の使用の可能性のある場合にも完全な説明責任が欠如しているという報告に驚き続けている。さらに、OHCHRは、旅行禁止、声明や報告の非合法化、捜査、拘束及び虐待を含め、イスラエル、パレスチナ政府、ガザの事実上の政府による人権擁護者の標的化が増えており、市民社会のスペースがさらに縮小している結果となっていることを依然として懸念している。私は理事会決議第40/13で要請されているように、今日の昼前に最新情報を提供することになっている。

アルジェリアでは、ここ6か月の間、平和的な大衆抗議が新しい、より合理的で、透明性のある、説明責任のある政府を継続して要請してきた。私は、彼らと社会のあらゆる部分を含めるべき国内対話のプロセスを通して、意思決定のより参加型の制度を築く際に、パートナーとしてこれら平和的抗議者を見るよう役人たちを奨励する。

米国、メキシコ及びいくつかの**中米諸国**で現在実施されつつある政策が、移動者を人権侵害と虐待の高い危険にさらし、脆弱な人々の権利を侵害するかも知れないことを私は懸念している。特に、私は、移動する子どもたちが、米国でもメキシコでもセンターに拘束され続けており、国際法の基本的信条である子どもの最高の利益に違反していることに驚いている。

自分たちの出生の地を離れようとしている家族は、気候変動の結果を含め、深刻な社会的・経済的困窮、並びに不安定、汚職及びその他の広範な要因のためにそうするように駆り立てられている。移動者が目的国に到達し、入国することを物理的に妨げることを目的とする、または彼らを相当のプロセスの保証なく帰還させる政策と慣行は、簡単に言えば、押し戻しである。これらも、いわゆる「ゼロ・トレランス」政策も、人々を離れようとして駆り立てる力を止めることはないであろう。しかし、これらは、必死になっている家族が、身体的暴力、人身取引、性暴力及びその他の犯罪にさらされるかも知れないより危険なルートを取ることを強いるであろう。

今年までで、少なくとも 35,000 名の亡命者が、聞き取りを待つためにメキシコ国境にまで押し戻されている。メキシコ、グアテマラ、ホンデュラスの OHCHR の国別事務所は、移動者の拘束と強制送還の増加を文書化してきた。私たちは、恣意的な自由の剥奪の状況での家族の離別、個人評価の欠如、サービスと人道援助へのアクセスの否定、移動者に対する過度の武力の使用の事件にも留意してきた。あれやこれやの国々への人々を「帰還」させる協定は、もしノン・ルフールマンの原則、個人の評価、子どもの最高の利益、相当のプロセスの保証を含め、国際人権法と難民法が支持されていないならば、合法的とは言えない。

米国では、移動者を歓迎することに基づいて築かれた国であるが、一連の最近の措置は、移動する家族の保護を急激に減らしてきた。特に親から移動する子どもたちを引き離し、単にその行政的地位に基づいて子どもたちを無期限に拘束できるようにする新しい規則の見込みを含め、私はこれら政策を依然として深く懸念している。そのような子どもに与える深いトラウマを正当化できるものは何もない。

地中海では、私は**欧州連合**とその**加盟諸国**による、捜査・救援活動を用い、NGO の救援活動を支援するもっと断固とした効果的行動を要請する。EU が海上で救助されたすべての人々の時宜を得た陸揚げのための共通の人権に基づく取り決め---自動的で速やかに機能し、長期間持続可能で、すべての EU 加盟国の国際的コミットメントと連帯を反映するメカニズム---を採択するよう強く勧告する。

ここ数か月、欧州のいくつかの国々による、人道救助船や捜査機の作業を犯罪化し、妨げ、止める行動---欧州諸国によって活動する捜査・救助船の数の急激な減少---が、安全を求めている成人や子どもに致命的な結果を与えてきた。7 月までに、UNHCR は、地中海における 900 名を超える移動者の溺死を報告してきたが、さらに多くの死亡が記録されないままになっているかも知れない。数多くの船が何週間も海上に漂い、救助された疲れ果て、トラウマにかかった移動者のための避難の港を捜している。数えきれないその他の移動者はリビアの沿岸警備隊に足止めされ、強制的にリビアに戻されている---リビアでは彼らの権利、そしておそらくその命までも重大な脅威のもとにある。

私はこの必死の人々に対するこの致命的な無関心を心配している。私は、この困難な状況で移動者の権利を守るために活動を続けている団体と人権活動家に挨拶する。中傷キャンペーン---場合によっては政治的人物による脅しにさえ---直面しているにもかかわらず、移動する人々の必要な保護に関して国内・国際法を支持し続けている EU 全体にわたる多くの裁判所と法廷の規律ある活動にも私の支持を表明する。

私は、ほとんどすべての人間の DNA には他の出自の人々からの貢献が含まれており、私たちの文化遺産と経済的繁栄にも同じことが言えることをすべての政策策定者にも思い出させたい。国家には、国民がその領土に入り、とどまってもよいかどうかを決定する権利がある。しかしすべての移動統治措置は、関係者の人権を完全に尊重して実施されるべきである。彼らは皆さんや私と違いはなく、決して価値が低いわけでもなく、尊厳の価値が低いわけでもない。

カザフスタンでは、3 月以来の平和的抗議の波が、4,000 名以上の人々の逮捕に会ってきた。私は、役人が平和手デモを段々受け入れるようになってきた良好なしるしに留意し、新たに創設された国内信託会議が、一層の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利を要請して市民社グループを含めるよう奨励する。政治的であると考えられている囚人の継続する拘束と野党の集会の効果的禁止は、真の開放的な対話に繋がるものではない。幅広いヘイト・スピーチと侮辱の定義、侮辱の犯罪化、平和的集会の制限的許可、NGO、労働組合、宗教団体の制限的規制を含め、反対派を締め付けるために用いられつつある法律を改革するよう政府を奨励する。

数名の反対派の候補者の排除から生じた数週間の抗議が先行した昨日のモスクワの地方選挙があったロシア連邦での過度の逮捕と警察活動にも私は依然として懸念している。2,500名以上の人々が7月と8月のデモで逮捕され、現在5名が禁錮刑を宣告され、その他の人々も刑事罰に直面している。私は、大統領人権会議による警察の過度の武力の使用の申し立ての捜査の要請を支持し、表現の自由、平和的集会への権利、公的問題に参画する権利を支持するよう政府に要請する。

最近数十年で、私たちの国々は途方もない人権課題を克服できることを何度も示してきた。とりわけある国々は独裁政治に背を向け、生き生きとした民主主義を確立してきた。多くの国々は、女性を含め、これまでは差別され、抑圧されてきた人々が自由に独自の選択を行うことを可能にしてきた。またある国々は、大変に短い時間で、何百万人の人々を貧困から抜け出させ、重要な経済的・社会的権利へのアクセスを推進してきた。

今日私たちには守るべきやっとな勝ち取った多くの業績があるが、指導しなければならないその他の新しい闘いもある。しかし、この仕事は困難であろうが、私は達成できるものと信じている。私たちは化石燃料の消費を止め、気候変動を抑えるその他の手段を取ることができる。私たちは構造的差別をなくし、正義を支持することができる。私たちは、決定に参加するすべての人々の権利のために立ち上がることによって開発への権利を実現する手助けができる。十分な決意を抱いて、パートナーシップを組んで活動し、私たちは人権と基本的自由を推進する手段を取り、そうすることで私たちの社会を強化し、みんなのためにより良い未来を築くことができよう。

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告、高等弁務官事務所と事務総長報告書

提出文書

1. ミャンマーの独立捜査メカニズム報告書(A/HRC/42/66)

高等弁務官による口頭での最新情報

--- ミャンマーの独立捜査メカニズム報告書のプレゼンテーション

--- パレスチナ被占領地における抗議に関する独立国際調査委員会報告書に含まれている勧告の実施に関する高等弁務官による口頭での最新情報

私は、パレスチナ被占領地、特に被占領のガザ地区における大規模な文民の抗議の状況で国際法の違反に重点を置いている決議第 40/13 号のバラグラフ 11 で理事会が要請しているように、この口頭での最新情報を提出する。

私の最新情報は、2019 年 3 月 22 日に、決議第 40/13 号が採択されて以来の期間をカバーするものである。私は、東エルサレムを含むパレスチナ被占領地における大規模な文民の抗議の状況で、理事会の国際法違反の調査委員会が、2019 年 3 月 18 日にこの理事会にその報告書(A/HRC/40/74)を提出したことを想起する。

国際人権法と国際人道法の重大な違反が、ガザでの大規模な文民の抗議の状況を含め、この期間に、パレスチナ被占領地で継続してきた。

「帰還大行進」として知られるデモは、ガザにおける急激に悪化している人道状況を背景として、2018 年 3 月 30 日以来、イスラエル・ガザ境界フェンスに沿って行われてきた。こういったデモは、ほとんど毎週金曜日に行われ続けている。多くの場合に数名のデモ隊がフェンスを破壊したり破ったりし、石油爆弾、音を立てる手投げ弾、即席の爆発物をイスラエル安全保障軍に向けて投げつけ、2 名の

イスラエル兵を負傷させたが、大部分は平和的なものであった。

3月から8月の間に、180の燃える凧と発火気球がデモ隊によって開始され、イスラエル内の農地と森林にかなりの損害を与えた。

イスラエルの安全保障軍は、催涙ガス、ゴム製の弾、水大砲、音を立てる物体、並びに定期的な発砲をデモ隊に対して用いてきた。直接的結果として、2019年3月22日以来、5名の子どもを含めた13名のパレスチナ人が殺害された。ほんの先週金曜日に、14歳と17歳とあと2人の男児が、フェンスの近くでデモを行っている間に、イスラエル安全保障軍の実弾によって殺害された。当初の監視では、生命の脅威や重大な傷害のない状況で二人は殺されており、致命的な武力の使用は過度であったかもしれないことを示している。

保健ワーカーやジャーナリストを含め、何百人ものその他の人々が傷害を負ってきた。切断を受けた20名、麻痺状態になった2名、片目の視力を永久的に失った6名を含め、多くが永久的障害を負わされた。

3月22日以来の13名の死亡は、38名の子どもを含めた12か月前の189名のパレスチナ人の殺害に続くものである。2019年3月22日以来、さらに859名のパレスチナ人が、実弾によって負傷させられてきた。抗議の最初の年にWHOによれば、実弾によってイスラエル軍によって負傷させられた6,800名以上のデモ隊からかなり減少はしているものの、これは衝撃的に高い数字である。実弾によって負傷した263名の子どもたちは深い懸念の問題である。

私は、イスラエル安全保障軍による医療ワーカーへの継続する攻撃についても懸念している。3月22日以来、45名以上の第一対応者がフェンスで傷害を受けている。救急医療士の制服姿ではっきりと目に見えるにもかかわらず、負傷したデモ隊員を救助しようとしている間に実弾で撃たれた者もあった。同期間中に、抗議を取材している30名のジャーナリストがイスラエル安全保障軍によって傷害を負わされた。

ガザのすでに荷の重すぎる保健制度は、あまりにも多くの特に実弾によって引き起こされたトラウマを引き起こす傷害に対処しようとして、能力を超えて拡大されてきた。この状況は、ガザへの基本的医療設備と物資に課されるイスラエルの継続中の移動制限によって複雑化されてきた。その結果、医師たちは、数十名の負傷したデモ隊をガザの外での治療のために照会しようとしてきた。3月22日から7月31日まで、負傷したデモ隊のための医療許可証の69件の応募が、イスラエル政府に提出された。認められたのはわずか12件であった。

2019年3月以来、デモに参加する人々の数が、減少してきている。ほとんどの金曜日に、抗議者の数は、平均して6,000名から8,000名になってきている。2018年には、10,000名から15,000名の人々が定期的にフェンスでのデモに参加した。

イスラエル人もパレスチナ人も殺害されたり傷害を負ったりする結果となる大規模な文民の抗議の状況外で他の出来事が起こってきていることにも留意されるべきである。

OHCHRが監視した大多数の事件で、実弾で殺害され、重傷を負った子どもたちを含めた抗議者が、イスラエル兵やその他の人々にとって死の差し迫った脅威または重傷の危険を表すものは何も見出されなかった。

国際法の下で、法律執行活動で致命的武力の使用は、どうしても必要である状況に限られ、つり合いの原則に従っていなければならない。「法律執行担当官による武力の使用に関する基本原則」はこれ以上に明確なものはなく、致命的な武力は、特に差し迫った死の危険または重傷の危険に対する対応とし

て、最後の手段の状況でのみ使用されるべきである。この原則に従わない、死亡という結果となる武力の使用は恣意的命の剥奪となる。国際人道法の下では、これは恣意的殺害行為となるかも知れない。

イスラエル安全保障軍のかかわり規則は依然としてほとんどが機密のままである。7月のメディアの報告は、フェンスに沿った軍の発砲規則は、兵士は主として抗議者のくるぶしをめがけて発砲することを保障するために改正されたことを示した。胴体や頭への実弾傷害の根強さは、死傷者を含め、この報告された変更を支持していないように思える。事務総長や調査委員会が強調してきたように、イスラエルはデモ中に起きた死亡や傷害の適切な捜査を行う国際法の下での責務がある。今年2月に、イスラエル軍アドヴォキット将軍は、イスラエル・ガザ・フェンスに沿って、2人の子どもを含めた11件の殺害の捜査を発表した。メディアの発表は別として、公的領域でのそのような捜査の地位に関する情報はなかった。

子どもを保護するという至上命令にもかかわらず、多くの子どもたちは、受容できないほどの程度の暴力にさらされるフェンスに毎週金曜日に出席し続けている。イスラエルは、これら子どもたちの殺害と傷害に対して主たる責任を担っているが、デモの組織者とガザ政府によって子どもたちがデモの場に出かけることを阻止するための努力はほとんど払われていないようである。子どもたちは、暴力の標的にされてはならず、暴力の危険にさらされても、暴力の参加するよう奨励されてもならない。

--- ヲェネズヱラ・ボリヴャリアン共和国の人権状況に関する高等弁務官による口頭での最新情報

7月5日のこの理事会への私の報告書の提出以来、人権状況は、地域に不安定化の明確なインパクトを与えて、何百万人ものヴェネズヱラの人々に悪影響を与え続けてきた。私が、実体的変革を達成し、私の報告書で文書化された人権侵害をなくすために政府との協力を継続する私のコミットメントを維持しているのはこのためである。

OHCHRからのチームは、カラカスで再設立され、政府は、私の6月のこの国への訪問中になされた人権コミットメントに基づいて進みたいというその意向を確認してきた。

拘禁センターと被拘束者の状況に関しては、最近、進歩がみられた。9月6日に、私のチームの委員が、ラモ・ヴェルデの軍の処理センターを訪問する許可を与えられた(3月以来の拘禁センターへの6度目の訪問)。今後数か月間の訪問のプロトコールとカレンダーに関して進歩が遂げられつつある。OHCHRとなされたコミットメントに従って、政府は、「恣意的拘禁に関する作業部会」によってその拘束が恣意的であると考えられる者を含め、83名を釈放したが、まだ拘束されており、OHCHRによって指摘されたその他の事件がまだある。条件付きの釈放を獲得した裁判官 Afiuni とジャーナリストの Braulio Jatar の完全に無条件の釈放はまだ未決である。

政府は個々の事件を扱うメカニズムを設立することにも同意し、OHCHRは、すぐにも解決してほしい27の優先的事件をすでに提出してきた。政府は、被拘禁者のある者の医療状況を支援するために取られた最近の措置についても助言してきた。さらに、今後2年間で10名の特別手続きが国にアクセスすることを認める招待状に関して、政府による進歩が遂げられつつある。

他方、経済的・社会的状況は継続して急速に悪化し続けており、何百万人もの人々の経済的・社会的権利の享受を制限している。経済は、この地域がこれまでに見たこともないような超インフレの厳しい期間にあり、基本的な食糧、薬剤及びその他の基本的な物資を購入する能力に悪影響を与えている。今日現在、最低賃金は6月の7ドルに比べて月2ドルで、基本的な食べ物をカバーするだけでも家庭は、41の最低月額賃金に等しい額を稼ぐ必要があることを意味している。経済の様々なセクターでの事

実上のドル化が不平等をさらに悪化させている。公共サービスは重大で繰り返される停電に直面し続けており、特に Zulia 州で厳しい。カラカスの外での燃料不足がこの状況をさらに悪化させている。

8月8日に、米国政府によって課された新たな制裁が人権に与える厳しいインパクトの可能性に関して、私が懸念を表明したのはこの状況においてである。人道援助の領域での最近の制裁で考えられた例外にもかかわらず、金融セクターの過剰な遵守、公共所得の減少、石油生産の減少が、社会プログラムと国民一般にすでに深刻なインパクトを与えつつある。このすべてが人道状況の悪化と国からのヴェネズエラ人の脱出の悪化を助長している。

食糧の入手可能性と経済的アクセス可能性に対する深刻な障害が根強く続いている。例えば、カリタスは2019年6月に18の州の最も貧しい地域で5歳未満の子どもの35%の慢性的栄養不良を報告した。

健康への権利に関しては、私は、慢性病にかかっている400,000以上の人々の薬剤と治療へのアクセスが不十分であることを特に懸念している。2017年以来の透析に必要な薬剤や物資の不足のために肝臓病患者の死亡が記録されてきた。物資の不足のために、骨髄移植を行う能力のある国のたった2つのセンターは、深刻な手術上の問題に直面している。さらに、金融上の問題のために、女兒と男児を含めた少なくとも29名が、国が助成するプログラムを通して移植を受けるために海外に行くためにヴェネズエラで待機している。過去4か月で、少なくとも4名の子どもが待機中に死亡している。一つの良好な手段は、汎米保健機関によれば、小児麻痺、はしか、ジフテリアのためのワクチンの範囲が増えたことである。

OHCHRは、国のいくつかの地域で、FAESとして知られているボリヴァリアン国家警察の特別行動軍による司法外刑の執行の可能性のある事件を文書化し続けている。7月だけでも、NGOのMonitor de Victimas(被害者監視)は、カラカスでのFAESによって行われた刑の執行と思われる57の新しい事件を明らかにした。文書化された事件は、私の7月の報告書で明らかにされたのと同じパターンを明らかにしており、大多数が女性である被害者の証人と家族のための効果的な保護メカニズムの欠如を示している。OHCHRは、FAESを解体し、司法外刑の執行を防止するようにとの私の報告書でなされた勧告を実施するために取られた措置に関して何の情報も受けてこなかった。反対に、FAESは政府の最高のレベルからの支援を受けている。

公共省から最近受けた情報によれば、2017年8月から2019年5月までで、安全保障軍の104名の兵士が人権侵害で有罪判決を受けた。OHCHRは、違反の型、有罪判決を受けた者の所属機関、被害者のプロフィールに関する詳細な情報を待っている。

6月に、最高裁判所は、2014年の反政府抗議中に頭を打たれて亡くなったBassil Dacostaの殺害に対して、ボリヴァリアン国家情報局(SEBIN)のメンバーの有罪判決を支持した。また、2017年に反対派によって集められた抗議中に焼死したOrlando Figueraの死亡に対して責任があると申し立てられた人々の一人がスペインで拘束された。私は、抗議の状況での残る死亡事件の捜査と刑事手続きを促進するよう司法当局に要請する。

私は、Permon先住民族の領土に軍の存在が増えていること、FAESによるものと申し立てられている7月のWaraoの2人の青年の死亡、Warao妊婦と6歳の女兒の死亡、ボリヴァリアン国家警備隊隊員によるものと申し立てられているアマゾン州でのCurripaco先住民族指導者の死亡を含め、先住民族に対する最近の暴力事件について懸念している。

私は、Acro Minero del Orinoco(「鉬山ベルト」)における金、ダイヤモンド、コルタンの掘削が先住

民族の生活様式に与えるインパクト並びにその領土の環境へのインパクトについても懸念している。政府は Arco Mnero の設立に先立って先住民族との相談を行ったと主張しているが、先住民族の指導者と NGO は、適切な相談も環境インパクト調査も行われなかったと主張している。

私の報告書の提出以来、国内支持基盤総会は、最高裁判所の要請で、あと 4 名の議員の国会刑事責任免除を取り消し、大統領を含め、刑事責任免除を取り消された 24 名の議員(女性 1 名、男性 24 名)にその総数を増やした。2 名の議員は、現在裁判を待って防止的拘束のもとにある。OHCHR は間もなく彼らを訪問できるものと信じている。

労働組合員としての活動の状況で起こった出来事のために、8 月 13 日の軍事裁判で、労働組合の指導者 Ruben Gonzalez に 5 年 9 か月の懲役刑が宣告されたことに対して、私は非難を表明したい。彼の家族も様々な形態の嫌がらせを受けてきた。文民を裁くための軍事司法の利用は独立した公平な裁判によって裁かれる権利を含め、公正な裁判への権利の侵害となる。

私は、海外から資金を受けている国内の人権団体の活動を犯罪化する法律を可決するために取られた最近の行動を心配している。この法律は、可決され、適用されれば、民主的スペースをさらに減らすであろう。私は、大学の独立への政府の最近の攻撃も残念に思っている。

OHCHR は、特に軍人の、自由を恣意的に剥奪された人々の身体的・心理的拷問と虐待の事件を文書化してきた。拘束の条件は、最低の国際基準を満たしておらず、拘束された者には適切な医療の注意へのアクセスがない。私はこれら慣行を矯正し、医療ケアへのアクセスを認め、人権侵害を捜査するための行動を起こすよう政府に要請する。

7 月 29 日に拘束中に亡くなった Acosta Arevalo 隊長の検死は、体に複数の打撲症、痣、切り傷、火傷を受けていたことを明らかにした。彼は肋骨が 15 本折れており、鼻と右足に裂傷があった。政府は、2 名の軍の対情報担当官(DGCIM)が拘束され、第 2 級殺害の責めを受けたが、拷問行為をしたとの責めは受けなかったと報告した。私は、拷問の報告書を捜査し、責任ある者を罰し、被害者に賠償を提供し、再発を避ける措置を採用するよう政府を奨励する。

最近の国連の数字によれば、世界に 430 万人以上のヴェネズエラ人難民と移動者がいる。私は、受け入れ、文書化、権利へのアクセスの領域で、受け入れ国によって払われた努力を推奨する。私は、ヴェネズエラ人難民と移動者のための事務総長特別代表 Eduardo Stein の言葉に同意し、安全で秩序ある正規の移動を保証する措置を採用する必要性は理解するが、こういった措置は、非正規移動を増やす結果となる国々にアクセスするための障害となつてはならず、様々な形態の暴力と搾取の被害者となる危険をさらに悪化させてはならない。私は、この地域の国々の排外主義の勃発の報告について懸念しており、移動者と難民の権利を保護しつつ、そのような勃発を緩和し、防止するよう受け入れ国の政府への私の呼びかけを繰り返す。

OHCHR は、性的搾取、労働、犯罪集団と武装集団による違法活動のための募集を目的とした特に女性、女兒、男児の人身取引の移動者被害者の事件を文書化し続けてきた。被害者は報復または強制送還を恐れて、また、汚職、刑事責任免除、適切なケア・サービスの欠如のために滅多に通報しない。同時に、明らかに人身取引ネットワークとカリブ海諸国への人身取引に関係しているカリブ海沿岸で船が難波したか行方不明になったかした何十人もの移動者の失踪が文書化されてきた。

私は OHCHR が受けた情報について懸念しているが、それによると、この理事会への私の最新の報告書の準備として OHCHR と協働した市民社会団体とその代表者の中には、その発表に続いて、上級担当官による公的 non 難と脅しの被害者のなつたものもある。国連に協力したことに対する報復は受容で

きず、私は予防措置を取るよう政府に要請する。

私は、私の報告書の中の勧告が、現在の人権状況を克服するガイドとして役立つことができることを依然として懸念している。OHCHRは、継続して監視し、報告しつつ、必要な技術協力を提供し、機関と被害者を支援し続けるであろう。

私は、現在の人権状況を克服する唯一の方法であると私が考える、違いを克服し、交渉を優先するよう政府と反対派の双方への私の呼びかけを繰り返し述べる。もう一度、私は、国の内外で何百万人ものヴェネズエラ人に悪影響を与えているこの現在の危機を克服することに貢献するあらゆる努力を支援するために、私とOHCHRの利用可能性を表明する。私は、ノルウェー王国によって促進されている対話並びに国際社会が推進している様々なイニシアティブを支援している。

議事項目 3: すべての人権、開発への権利を含めた市民的・政治的・経済的・社会的文化的権利の推進と保護

提出文書

1. 現在及び新たな形態の奴隷制度---原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者報告書(A/HRC/42/44)
2. 上記報告書付録---イタリアへの訪問(A/HRC/42/44/Add.1)
3. 上記報告書付録---イタリアによるコメント(A/HRC/42/44/Add.2)
4. 人権の視点からの民間の軍事・安全保障会社と抽出産業との間の関係---人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会報告書(A/HRC/42/42)
5. 上記報告書付録---チャドへの訪問(A/HRC/42/42/Add.1)
6. 上記報告書付録---オーストリアへの訪問(A/HRC/42/42/Add.2)

意見交換対話

---現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者と

---人権を侵害し、民族自決権を妨げる手段としての傭兵の使用に関する作業部会と

9月9日(月)昼 第2回会議

議事項目 3(継続)

提出文書

7. 公共のスペースに重点を置いて、家庭を超えた生活の領域での上下水道への人権---安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者報告書(A/HRC/42/47)
8. 上記報告書付録---レソトへの訪問(A/HRC/42/47/Add.1)
9. 上記報告書付録---マレーシアへの訪問(A/HRC/42/47/Add.2)
10. 上記報告書付録---特別報告者のポルトガルへの訪問のフォローアップ(A/HRC/42/47/Add.3)
11. 上記報告書付録---特別報告者のエルサルヴァドルへの訪問のフォローアップ(A/HRC/42/47/Add.4)
12. 上記報告書付録---特別報告者のボツワナへの訪問のフォローアップ(A/HRC/42/47/Add.5)
13. 上記報告書付録---特別報告者のタジキスタンへの訪問のフォローアップ(A/HRC/42/47/Add.6)
14. 上記報告書付録---レソトのコメント(A/HRC/42/47/Add.7)

15. 上記報告書付録---マレーシアのコメント(A/HRC/42/47/Add.8)

16. 人権と毒物にさらされることからの労働者の保護に関する原則--危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権にとっての意味合いに関する特別報告者報告書(A/HRC/42/41)

意見交換対話(継続)

---安全な飲用水と下水道への人権に関する特別報告者と

---危険物質と廃棄物の環境的に健全な管理と処分の人権にとっての意味合いに関する特別報告者と

9月9日(月)午後 第3回会議

議事項目3(継続)

意見交換対話(継続)

9月10日(火)午前 第4回会議

議事項目2(継続)

提出文書

2. ニカラグアの人権状況---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/42/18)

3. 2014年9月以来行われた違反と虐待を含めたイエーメンにおける人権状況---国連人権高等弁務官報告書

意見交換対話

---ニカラグアにおける人権状況に関する人権高等弁務官事務所報告書に関して

高官訪問

1. パキスタン外務大臣 Mr. Makhdoom Shah Mahmood Qureshi 閣下

2. セネガル外務・飛び地大臣 Mr.. Amado Ba 閣下

意見交換対話(継続)

---イエーメンの人権状況に関する人権高等弁務官事務所報告書

国連人権高等弁務官 Michelle Bachelet ステートメント

今日、皆さまと共にあることを嬉しく思い、イエーメンに関する著名な専門家グループの委員、Kamel Jendoubi、Melissa Parke 及び Charles Garraway をお迎えできたことを光栄に思う。

この方たちの詳しい結果と勧告を聞く前に、私たちのイエーメンの状況とのかかわりがどうしてこれほどに重要なかを強調したいと思う。

イエーメンの人々は、恐ろしい人道危機を乗り越えて暮らしている。人間のみじめさと苦しみのあらゆる想像できる源は、この一つの紛争、つまり戦争、病気、飢饉、経済の崩壊、国際テロ、広がった人権侵害、戦争犯罪の可能性に結びついている。

日常生活のほとんどすべての領域が影響を受けている。基本的な国のサービスと機関は機能を停止している。何百万人もの女性・男性・子どもたちが基本的な保健ケアへのアクセスさえ欠いている。都会地域で物価は急激に上昇している。燃料不足が地方の市場を破壊している。重要なインフラが損害を受けている。人々はその生計を失い、もはや給料も受けていない。多くの家庭は家からの逃れるよう強

いられている。文民に与えるインパクトは実に破滅的である。人口の80%近く、2,400万人以上が何らかの形態の人道援助と保護を必要としている。国の地区の3分の2以上が飢饉の危険にさらされている。

文民の死亡数も上昇し続けている。2019年9月5日現在、イエーメンのOHCHRのスタッフは、2015年3月26日以来、1,997名の子どもを含めた7,508名の文民の死亡を検証した。

先週のDhamarのコミュニティ・カレッジの建物へのサウディ主導の連合軍の空爆は、少なくとも109名の人々の死亡とさらに50名の人々の傷害という結果となった。イエーメンのOHCHR事務所は、現在、この攻撃を捜査している。

この紛争がイエーメンの人々に与える恐ろしいインパクトは、この紛争のすべての当事国の責任である。ほとんどの文民の死傷はサウディ主導の連合軍の空爆によって引きこされているが、OHCHRはHouthis所属の軍と人民委員会、Hadi大統領に忠誠な軍の部隊、南部移行会議に所属する軍及びその他のグループによって引き起こされた文民の死亡と障害も文書化してきた。

私は、南部移行会議と政府軍に所属している軍の間の武力衝突が起きた南部での安全保障と人権の急速な悪化に特に驚いている。8月初め以来、OHCHRは、Aden, Lahj, Shabwah及びAbyan行政区での25名の死亡と38名の傷害を含め、この衝突の結果としての63名の死傷者を検証した。

南部移行会議所属の軍は、Aden行政区とLahjとAbyan行政区の一部の北部人に対する大量逮捕と国外追放キャンペーンを開始してきた。OHCHRが受けた情報は、子どもを含めた北部出身の1,000名を超える文民が捕らえられ、イエーメンの北部に強制的に追放されることを示している。OHCHRは、AdenとLahjの安全保障ベルト軍によって行われた司法外殺害の3つの事件も検証した。

当該国はすべて、人道職員と物資の移動を制限してきた。すべてがその合法的な作業を行っているジャーナリスト、メディア活動家及び人権擁護者を攻撃してきた。すべてが恣意的または違法な拘束にかかわってきた。

これら国際人権法と国際人道法の違反の多くは、戦争犯罪となるかも知れない。責任ある者が責任を取らされることが持続可能な平和と和解の見込みにとって極めて重要である。

私たちのイエーメンとその人々に対するコミットメントは、少しも衰えることはないであろう。OHCHRは、違反を文書化し、加害者が責任を取らされることを強く提唱し続けるであろう。著名な専門家グループの作業は、説明責任メカニズムが紛争の被害者にとって極めて重要であることを保障する努力に対する重要な貢献である。私は、その重要な勧告を考慮に入れて実施するようすべての加盟国に勧める。

9月10日(火)昼 第5回会議

議事項目2(継続)

一般討論

---高等弁務官の口頭による最新情報について

---ミャンマーの独立捜査メカニズムについて

---パステナ被占領地における抗議に関する独立臭い調査委員会報告書に含まれている勧告の実施に関する高等弁務官の口頭による最新情報について

---ヴェネズエラ・ボリヴャリアン共和国の人権状況に関する高等弁務官の口頭による最新情報について

9月10日(火)午後 第6回会議

議事項目2(継続)

一般討論(継続)

9月11日(水)午前 第7回会議

議事項目2(継続)

一般討論(継続)

議事項目3(継続)

提出文書

17. 強制または任意によらない失踪---強制または任意によらない失踪に関する作業部会報告書(A/HRC/42/40)
18. 上記報告書付録---ペルーとスリランカへの訪問後に出された勧告に対する強制または任意によらない失踪に関する作業部会のフォローアップ報告書(A/HRC/42/40/Add.1)
19. 上記報告書付録---ウクライナへの訪問(A/HRC/42/40/Add.2)
20. 上記報告書付録---ウクライナのコメント(A/HRC/42/40/Add.3)
21. 真実・正義・賠償・再発防止の保証の推進---真実・正義・賠償・再発防止の保証に関する特別報告者報告書(A/HRC/42/45)

意見交換対話

- 強制または任意によらない失踪に関する作業部会と
- 真実・正義・賠償・再発防止の保証に関する特別報告者と

9月11日(水)昼 第8回会議

議事項目3(継続)

意見交換対話(継続)

9月11日(水)午後 第9回会議

議事項目3(継続)

提出文書

22. 高齢者によるすべての人権の享受---高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家報告書(A/HRC/42/43)(翻訳は「公式文書」を参照)
23. 上記報告書付録---ウルグアイへの訪問(A/HRC/42/43/Add.1)
24. 上記報告書付録---モザンビークへの訪問(A/HRC/42/43/Add.2)
25. 開発への権利---開発への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/42/38)
26. 上記報告書付録---カーボヴェルデへの訪問(A/HRC/42/38/Add.1)

意見交換対話

- 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家と
- 開発への権利に関する特別報告者と

9月12日(木)午前 第10回会議

一方的強制措置と人権に関する2年に1度のパネル討論

テーマ: 一方的強制措置が開発への権利を含めたすべての人権の享受に与える否定的インパクトに関する国連宣言への前進の道

議長: 人権理事会議長 Mr. Coly Seck 閣下

開会ステートメント:

1. 国連人権高等弁務官事務所テーマ別かわり、特別手続き、開発への権利部部長 Ms. Peggy Hicks
2. ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国外務のための国民の力大臣 Mr. Jorge Arrenza Montserrat 閣下、非同盟運動(NAM)のチャンピオンシップを行使して
3. ジュネーブ国連事務所イラン・イスラム共和国代表部大使 Mr. Esmaeil Baghaei Hamaneh 閣下

司会者: ジュネーブ国連事務所ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国代表部大使 Mr. Jorge Valero 閣下

パネリスト:

1. ベラルーシ国立大学国際法教授 Ms. Alena Douhan(ベラルーシ)
2. MARA 技術大学、教授・副総長(産業・地域社会・同窓生・起業ネットワーク)、Mr. Rahmat Mohamad(マレーシア)
3. 人権会議顧問委員会委員 Mr. Jean Ziegler(スイス)

9月12日(木)昼 第10回会議(継続)

議事項目3(継続)

意見交換対話(継続)

9月12日(木)午後 第11回会議

高官訪問

3. ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国外務国民の力大臣 Mr Jorge Arenza Monserrat 閣下

議事項目3(継続)

提出文書

27. 民主的で公正な国際秩序の推進---民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家報告書 (A/HRC/42/48)

意見交換対話

- 民主的で公正な国際秩序の推進に関する独立専門家と

9月13日(金)午前 第12回会議

議事項目3(継続)

提出文書

28. 恣意的拘束---恣意的拘束に関する作業部会報告書(A/HRC/42/39)

29. 上記報告書付録---ブータンへの訪問(A/HRC/42/39/Add.1)

意見交換対話

---恣意的拘束に関する作業部会と

9月13日(金)午後 第13回会議

議事項目3(継続)

提出文書

30. 先住民族の権利に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/42/19)

31. 司法行政における人権---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/42/20)

32. 文民の武器の取得・保持・使用が市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利に与えるインパクト---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/42/21)

33. 地方自治体と人権---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/42/22)

34. 人権教育世界プログラム第4段階(2020-2024年)のための行動計画案---国連人権高等弁務官事務所報告書

35. 人道の場での予防できる妊産婦死亡と罹病を減らすための政策とプログラムの実施への真剣に基づく取組の適用における好事例・ギャップ・課題を討議するための専門家会議---国連人権高等弁務官の概要報告書(A/HRC/42/24)(翻訳は「公式文書」を参照)

36. 死刑の問題に関する高官パネル討論---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/42/25)

37. 女性の権利と気候変動: 気候行動、好事例、学んだ教訓に関するパネル討論の概要---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/42/26)(翻訳は「公式文書」を参照)

38. 民主主義と人種主義との間の両立性: 課題と好事例を明らかにするに関する会期間高官パネル討論(A/HRC/42/27)

39. 死刑と死刑に直面している者の権利保護の保証の実施: 課題と好事例を明らかにする(A/HRC/42/28)

40. 開発への権利---事務総長と国連人権高等弁務官の報告書(A/HRC/42/29)

41. 第20回開発への権利作業部会(2019年4月29日-5月3日、ジュネーブ)報告書(A/HRC/42/35)

42. その性質を前もって判断することなく、人権を保護し、民間の軍事・安全保障会社の活動に関連する侵害と虐待に対する説明責任を保障するための国際規制枠組の内容を策定する第1回無期限政府間作業部会の進捗報告書(A/HRC/42/36)

---経済社会理事会理事長説明

---事務総長と人権高等弁務官のプレゼンテーション

---開発への権利に関する作業部会の報告

---民間の軍事・安全保障会社の活動の規制・監視・監督に関する無期限政府間作業部会の報告

一般討論

9月16日(月)午前 第14回会議

議事項目3(継続)

一般討論(継続)

議事項目4: 理事会の注意を必要とする人権状況

意見交換対話

---南スーダンの人権状況に関する委員会と(口頭による最新情報)

9月16日(月)午後 第15回会議

議事項目3(継続)

意見交換対話

---ミャンマーの人権状況に関する特別報告者と

9月17日(火)午前 第16回会議

議事項目2(継続)

提出文書

4. ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッション報告書(A/HRC/42/50)

意見交換対話

---ミャンマーの人権状況に関する事実確認ミッションと

ミャンマーに関する独立国際事実確認ミッション議長 Mazuki Darusman のステートメント

丁度1年前、このミッションは、ミャンマー政府、特に Tatmadaw がミャンマーの民族社会に対して人道違反の犯罪と戦争犯罪を行っている結論づけた。私たちは、ロヒンギャ母集団に対する Tatmadaw の2017年の「掃討作戦」で、大量殺戮行為と大量殺戮の意図の推断を見出した。数十年にわたって、ミャンマーの安全保障軍は、その残虐な犯罪に対して刑事責任免除を受けてきた。私たちは、加害者の説明責任と被害者のための司法を保障するためにその責任を強化するようミャンマー政府と国際社会に要請した。私たちは、今後の訴追の基礎として、個人の刑事責任を確立するためにこの犯罪のさらな捜査を勧告した。

私は、まさにこれを行うためにミャンマーの独立捜査メカニズムにマンデートを与える歴史的決定を下したことに對してこの理事会を推奨し、私たちに与えられたたマンデートに完全に從って、ミッションがその資料を捜査メカニズムに伝えることを完了したことを報告するのを嬉しく思う。これには、総計56,500のファイルからの被害者と証人との2,227回の面接が含まれている。数多くの国際犯罪にかかわった疑いのある150名以上の人々のリストを含め、私たちが分かち合った資料が訴追事件の可能性が準備できる重要な基礎として役立つものと確信している。私たちはこの情報の時間に配慮した性質を

強調し、このファイルを活用するようミャンマー・メカニズムを奨励する。

昨年、このミッションは、その捜査を継続した。ミッションは、会議室文書として3つの追加のテーマ別報告書を生み出したが、一つは、ミャンマー軍の経済的利益に関するものであり、一つは性暴力とジェンダーに基づく暴力とミャンマーの民族紛争に与えるジェンダーのインパクトに関するものであり、一つは紛争関連及びその他の人権侵害に関するものであった。

私たちのテーマ別調査に関連してカギとなる結果をいくつか強調することから始めたい。

ミャンマーにおける Tatmadaw の巨大な経済的利益を精密に計画する際に、私たちは州と政府間機関のみならず、国際・国内投資家を含めた企業も目的とする Tatmadaw からの経済的離脱の道程表を提供することを求めた。この調査の目的は、継続する違反と今後の違反を抑止し、加害者の説明責任を保障することである。私たちの調査の発表に続いて、いくつかの団体がすでに Tatmadaw 企業との経済的取引を停止することを示していることを報告するのを嬉しく思う。私は他の企業と州もこれに倣うよう要請する。私は、Tatmadaw 指導者とその企業に対する対象を絞った制裁と投資家がミャンマー経済の軍とは無関係のセクターへの投資を優先する必要性に関して私たちの勧告を繰り返し述べる。

性暴力とジェンダーに基づく暴力に関しては、男性と男児及びトランスジェンダーの人々に関するものを含め、ミャンマーにおける民族社会に対する重大なレイプのパターン、集団レイプ及びその他のジェンダーに基づく暴力の詳細な痛ましい写真を提出した。こういった犯罪は永続的な跡を残し、だからこそ報告書は民族紛争のジェンダー化したインパクトに対する理解を加盟国に提供した。ミッションは、これまでは大変に不適切であったこういった重大な犯罪に対する説明責任のための行動の呼びかけを新たにしている。

私たちは、ラカイン州、チン州、シャン州、カチン州、及びカイン州の民族的マイノリティの経験の共通性のパターンを調べた。

ロヒンギャに関しては、ラカイン州に残っている約 60 万人のロヒンギャの状況はほとんど変わっていない。底辺にある迫害の構造と組織的政策と慣行は続いている。

1982 年の市民法を含め、差別的な法律は依然として有効である。国の証明カードに基づく市民権プロセスに関する政府の主張は不誠実である。これらは、市民権を通して包摂に繋がるよりはむしろ、迫害の道具として継続して用いられており、多くがミャンマーの国民として受け入れられ、再びそのように認められるべきロヒンギャをさらに排除している。

政府の主張に反して、国内避難民のキャンプは閉鎖されていない。ここで暮らしている人々は、継続して地域社会の他の人々とは分離されて生活していることに関連する日常の困難に直面し続けている。なによりも、またこれからも差別、分離、移動制限、不安定を受けて、生計、土地、教育と保健ケアを含めた基本サービスまたは Tatmadaw による彼らに対して行われた過去の犯罪に対する司法への適切なアクセスもなく耐えていくのでラカイン州のロヒンギャの状況はさらに悪化している。

私たちは、ロヒンギャに関連して国家の側に継続して大量殺戮の意図を推測させるものがあり、大量殺戮が再発する重大な危険があり、ミャンマーは、大量殺戮を捜査し、大量殺戮を犯罪化し罰する効果的な法律を制定する「大量殺戮条約」の下での責務を果たすことができないものと結論付けている。2016 年と 2017 年の「掃討作戦」の基礎を築いた政策、法律、個人及び制度が依然として残っており、強力な刑事責任免除が継続している。差別も継続している。憎悪のスピーチも継続している。迫害も継続している。

100 万人に近いロヒンギャ難民のラカイン州への帰還は、現在の状況ではただただ不可能である。彼

らが帰還する安全で長続きする場所はどこにもない。ロヒンギヤの土地と村は、破壊され、整地され、差し押さえられ、ロヒンギヤを強制的に働かせたキャンプに似た新しい建造物の上に建てられている。政府の帰還計画は不適切である。このために、私たちは、投資と開発援助が直接的に、間接的に、思いがけなく Tatmadaw のロヒンギヤ母集団に対する迫害と大量虐殺の意図を強化しないことを保障するために、ラカイン州への国内・国際投資と開発援助の一時停止を勧告する。

反政府集団の資金提供、食糧、募集及び情報をカットすることを目的とする悪名高い「4 カット」戦略を含め、Tatmadaw の作戦の太鼓判の多くは、そのアラカン軍との最近の紛争で再び明かである。人権・人道法の重大な違反が、北部ラカイン州と南部チン州でのここ数か月の一連の Tatmadaw の攻撃で行われてきた。ほとんどが民族的マイノリティである文民はこの最近の紛争の矢面を受けている。

Tatmadaw とアラカン軍は、この違反をやめなければならない。

最近の Tatmadaw とアラカン軍との間の紛争で、「第5のカット」が「情報カット」の形態で前面に出てきている。表現、結社、情報の自由への締め付けが、個々のジャーナリストに対する一連の法的行動、紛争地域へのジャーナリストのアクセスの制限、インターネットのシャットダウンを通して外の世界と通信する能力を国民から奪い、ラカイン州での軍の作戦について外の世界が学ぶことを妨げてきた。憎悪のスピーチを抑制する必要性にもかかわらず、この Tatmadaw の戦略は、この合法的な目標を有していないようであり、国の他の部分でも見習われている。

北部ミャンマーに関しては、カチン州の積極的な敵意が比較的治まっているのは、特に先月以来のシャン州での強化された敵意と対照的である。いくつかの紛争当事者による攻撃が、文民の死亡と傷害に繋がってきた。これらは、責任を確かめるためにさらに捜査される必要がある。北部ミャンマーでの女性と女兒に対する性暴力とジェンダーに基づく暴力は抑制が効かなくなる危険がある。このミッションは、すべての悪影響を受けている民族集団の参画を得て、和平交渉を通して違いを克服していくために北部ミャンマーのすべての当事者による抑制を要請する。

人権の破局が継続している。ミャンマー政府は無関心のようなものである。

ミッションは、国際的な監視と公共の通報が事実に基づくアドヴォカシーを確保する基本であると固く信じている。ミャンマーはその否定の状態を継続している。ミャンマーは、私たちとの対話を辞退し、これは実に残念である。ミャンマーは、このミッションを含め、人権メカニズムに向けた信頼の欠如を示している。

そうは言っても、ミッションは、国際的なアドヴォカシー作業を固く信じている。2人のロイターズのジャーナリスト、Wa Lone と Kayw Soe Oo の5月の釈放はその例である。効果的に行動するために、国際社会は、信頼でき検証された情報を得なければならない。このために、人権理事会は、適切に資金提供される定期的で厳格な監視、捜査、報告にマンドートを与えなければならない。

ミッションと仲間の専門家、Radhika Coomaraswamy と Chris Sidoti を代表して、私は、このミッションと人権高等弁務官事務所に仕える栄誉を私たちに与えてくださり、支援して下さったことに対してこの機会を借りて人権理事会に感謝する。最も重要なのは、私たちは、かなりの個人的な危険を冒して、わたしたちを支援して下さっている何百人もの被害者、証人、市民社会団体及びその他の対話者にも感謝していることである。最後に、やってくるのが確かな正義を待っているすべての被害者とサヴァイヴァーに敬意を表する。

私たちは皆さんが与えて下さったマンドートを完了したが、人権理事会はミャンマーの人々から歩み去ることはできない。

議事項目 4(継続)

提出文書

1. シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/42/51)

意見交換対話

---シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会と

シリア・アラブ共和国独立国際調査委員会議長 Mr. Paulo Sergio Pinheiro のステートメント

これで9年目になるが、シリアの武力紛争は、危機の調査であり、機会を逃してきた。この紛争の当事者として、いかに経費が掛かろうとも軍事目標を繰り返し追求し、文民の命が無情に乱用され失われてきた。この間、文民は無差別爆撃、銃攻撃、拘束、拷問、死亡を受けてきた。

丁度1年前、2018年9月17日に、イドリブの危機を回避するために、ロシア連邦とトルコの大統領間の協定が成立した。この協定は、西アレppoと北部ハマのみならず、行政区にわたって非武装緩衝地帯を創設することを求めた。これは---しばらくは---不可能な状況に捉えられた何百万人もの文民にとっての小康期間という結果となった。

悲しいことにこの休息期間は短命であった。北西シリア全体を通して、今年4月以来、暴力は着実に増加し、非武装緩衝地帯が戦場になった。もう一つの人道・人権危機が、最も緊急のニーズを満たすために利用できる人道支援が不適切な状態で、紛争を逃れる文民の大量の強制移動のもう一つの波から生じている。最初、テロ集団 Hay'at Tahrir al-Sham(HTS)のメンバーが、同時に政府が抑えている地域に向けてロケット攻撃をしつつ、ラタキア行政区の政府軍の軍事地点を攻撃した。しばしば性質が無差別であるこの攻撃が、数十名の文民を殺害し傷害を負わせた。

政府軍による対応は不相応であり、ここ4か月で何百人もの文民を殺害した。HTS テロリストを追い払うための政府軍とイドリブと周辺地域からの同盟武力集団による空爆と地上戦がかなり増えた。これが、市場、教育施設、農業資源及び特に注目すべきは病院を含めた文民の生存にとって極めて重要なインフラを破壊した。

女性と子どもの病院は、必要な出産前・出産後の支援もなく出産するよう女性に強いて、ひどいインパクトを受けてきた。報告書の中で、私たちはイドリブ全体の非武装地帯にもその他の場所にもある病院への一連の攻撃を説明した。文民の生存に極めて重要で、国際人道法の下で特別な保護を与えられているそのような施設の攻撃を正当化するものは何もない。こういった攻撃をめぐる状況をさらに調べるために、事務総長による調査委員会の設立は重要な発展である。

イドリブにおける激化の結果として、50万人の文民が逃げるしかなく、ほとんどがすでに多数の国内避難民が存在している地域へと立ち去った。これがすでに重荷を強いられている人道支援を厳しく緊張させてきた。大勢の者が食糧、水または医療ケアへのアクセスがなく、野外で眠らされ、まったく不適切な条件の下で暮らすよう強いられている。

継続して悪化する条件と一回限りの支援の提供で4年近く暮らした後で、17,000名を超える女性・男性・子どもが3月から5月の間に組織された一連の立ち退きが続いて、Rukban キャンプを離れた。しかし、何千人もが未だに絶望的な条件に捉えられて Rukban キャンプに残っている。子どもの状況は、キャンプの大半の男児と女児が約5年も学校に通えない状況で、特に極端である。

Al-Hol キャンプの状況も依然として絶望的である。94%が女性と子どもである 68,000名以上の個人が強制収容されている。キャンプの一般の母集団から隔離されて、3,500名の子どもを含めた約 11,000

名の外国人の ISIL 戦闘員の家族が、他のキャンプの居住者のための食糧と保健地点から離れて収容されている。多くが、幼児を含め、食糧を否定され、医療ケアにアクセスすることを妨げられていると説明した。彼らは、リハビリと再統合の必要がある。彼らには、緊急の包括的な心理社会的リハビリが必要である。すべての加盟国は、武力紛争中にいる 18 歳未満のすべての子どもは「子どもの権利に関する条約」の保護の下に置かれるべきであることを守らなければならない。

加盟国の中には、ノン・ルフールマンの原則に違反して、帰還を妨げるためにその国籍を剥奪するかよその国への任意によらない移行を認める手段を取ってきたところもある。さらに、母親なしで子どもを強制送還するという国家の提案は、「子どもの最高の利益」の原則に違反している。

クルド人当局の下でのキャンプに捕らえられた人々の中で、ヤジディ女性と子ども---奴隷制度、レイプ及びその他の形態の性暴力のサヴァイヴァー---は不安定な存在に直面している。最近、ヤジディ最高会議による決定は、ISIL 戦闘員に捕らえられている間に生まれた子どもたちにシリアでの養子縁組を求め、地域社会から逃れるために自分たちの地域社会に戻ることを求めている者たちにとって苦しいジレンマとなっている。東部シリアに散らばり、自分たちの地域社会に戻る見込みが不明確な状態で、ヤジディ女性と子どもたちは、その回復のための必要な保健ケア、心理的支援、トラウマ治療法への限られたアクセスに直面し続けている。

シリアの人権危機は、違法に拘束され、行方不明になり、強制的に失踪させられた者たちの状態を特徴とする。国が管理している地域の中には、以前の逮捕と失踪のパターンが再び現れているところもある。何百人もの家族は、しばしば公式の証明も文書もなく、彼らの親戚はもはや生きていないと告げられてきた。

政府の管理を超える地域では、はなはだしい法の支配の不在と脆弱な安全保障の状況が、人権侵害に対する刑事責任免除に繋がる環境を醸成してきた。イドリブでは、HTS のテロリストが、この集団に反対を表明し、批判的であるジャーナリストやその他の個人を含め、恣意的に活動家を拘束し続けている。アフリンでは、武装集団を公然と批判する活動家や前政権の支持者と考えられる者を含め、個人も定期的に拘束され、拷問を受け、武装集団によって脅迫された。

シリア・アラブ共和国における紛争が激化するにつれて、文民の保護の問題は依然として大きい。これはジェンダー不平等をさらに悪化させ、これに伴うジェンダー化した害悪をさらに悪化させてきた。シリアの女性は、その伝統的な役割を超えてますます責任を取るようになってきている。同時に、差別的な慣習と法的規範は、財産、証明書、子どもの後見へのアクセスを含め、継続してその権利を損なっている。女兒は通常年上の男性と結婚させられ、保護または財政的重荷を緩和するために、学校を辞めさせられてきた。男児は、男親の失踪または死亡に続いて特に女性が家長を務める家庭で稼ぎ手の役割を担うよう期待されている。これが子ども労働という結果となり、男児はしばしば路上で物乞いをしているところがみられる。身体・精神障害を持つ女性と女兒は、特にその生存のための特別サービスが利用できない強制移動させられた人々のためのキャンプに敵対関係の結果として移動させられる時、否定的影響を受けてきた。

重要なインフラの破壊と効果的なサービス提供と国民の身分証明書の欠如と共に、恣意的拘束、誘拐、強制失踪の範囲と規模は、国内避難民と難民の持続可能で尊厳ある帰還に関して数多くの課題が根強く続いていることを示している。委員会は、個人が逮捕され、到着すると虐待される状態で、シリアへの強制帰還の報告も受けた。ノン・ルフールマンの原則がいつでも尊重されなければならないことを私たちは繰り返し述べる。

政治プロセスと平和に向けた進歩の欠如が、文民の苦しみを悪化させている。政治的努力はよろめいているが、すべての紛争当事者は、その敵対行動において文民を保護する人道的至上命令を守らなければならない。

9月17日(火)昼 第17回会議

議事項目 4(継続)

提出文書

2. ブルンディに関する調査委員会報告書(A/HRC/42/49)

意見交換対話

---ブルンディに関する調査委員会と

ブルンディに関する調査委員会の口頭による説明

マンダートの終わりに到達して、私たちには、2018年9月28日の決議第39/14で定められているように、この理事会の要請に従って、私たちの最終報告書を今日提出する特権がある。

私たちは、その根強さが依然として重大な懸念であるブルンディにおいて行われた人権侵害を捜査するマンダートを果たした。私たちは、状況の悪化の危険の要因の分析を行うことによって、2020年の選挙までに予防的に行動する際に、国際社会を支援することも決定してきた。私たちの調査の結果は、2019年9月4日に公表された私たちの報告書で概説され、理事会のウェブサイトのみならず今では私たちのウェブ・ページでも閲覧できる私たちの包括的報告書(A/HRC/42/CRP2)でさらに詳細に提出されている。私たちの目標と厳格な分析は、ブルンディにおける危機は、この理事会の関心と注意を引くに値することを明確に示している。

3年間行われた捜査は、私たちが、主としてブルンディの近隣諸国に避難を求め、または国内にまだ住んでいる人権侵害の被害者、証人、加害者からの、2018年9月のマンダートの更新以来の300を含め、1,200以上のステートメントを集めることを可能にした。私たちは、研究者やその他の筋との面接も行った。これらは、作業の最初の2年間に集めた900以上のステートメントを補うものである。私たちは、その領土でミッションを行うことを認めてくれた国々の政府と危険にもかかわらず貴重な情報を提供した人々に、再び感謝の意を伝えたい。

私たちは、2018年5月以来重大な人権侵害、つまり司法外刑の執行、強制失踪を含めた失踪、恣意的逮捕と拘束、拷問行為及び残酷かつ非人間的または品位を落とす扱い並びに性暴力が続いてきたことを確認できる。ほとんど、これら侵害は政治的側面をとどめていた。昨年すでに文書化したように、これら侵害の中には、2018年5月の憲法の一般投票の枠組内で行われたものもあるが、ますます2020年の選挙の準備の中に埋もれるようになっている。

大統領選と議会選が5月に行われ、共同体選と colline 選が5月から8月に行われるので、来年はブルンディにとって極めて重要な年になるであろう。

私たちは、この重大な侵害の被害者のプロフィールの変化に留意してきた。違反は、与党、CNDD-FDD、政府または共和国大統領に反対する者と考えられる個人を標的にし続けているが、誰が政治的反对者であるかの定義は極めて幅広いものとなっている。

まず第一に標的にされるのは、反对党、特に2019年に創設された新しい *Congres national pour la*

*liberte (CNL)*の党员または支持者---と思われている者も実際にそうである者も---であるが、*Mouvement pour la solidarite et la democratie (MSD)*、*l'Union pour le progress et la democratie(UPD-Zigamibanga)*及び *Union pour le progres national(UPRONA)*もそうである。

若い男性は、近隣の国で暮らしたまたは旅した後で武装反対集団に属しているまたは支持していると非難された後で、国家情報局員によってしばしば性的性質の厳しい拷問を受けてきた。

2015年の危機の始まりの場合のように、ジャーナリスと人権擁護者は、継続して恣意的に逮捕され、拘束されてきたが、彼らの合法的な活動を行うことを妨げるために、脅され、いやがらせを受け、虐待も受けてきた。

任意の帰還プログラムの下でタンザニアから返されてきたブルンディ人は、一旦出身地の *colline* に到着すると、特に彼らを脅し脅迫する *Imbonerakure* と地方行政担当官からの広がった敵意と疑惑に直面した。わずか数日後または数週間後に、彼らの中にはまたは家族が、失踪、拷問または虐待、恣意的逮捕及び拘束の事例を含め、重大な侵害の被害者となる者もあった。彼らは、身の安全を恐れて、再び逃げざるを得ないと感じた。帰還した者の中には、その再統合を促進するための任意の帰還プログラムの一部として提供される食糧や設備を奪い取られ、生計の道がないままにされる者もあった。

2016年に逃れた後で、2018年に国に帰ってきたブルンディ人の家族に何が起こったかの例を提供することをお許しいただきたい。出身地の *colline* に戻ってきた途端、*Imbonerakure* の中には、国を離れたことに対して彼らを批判する者があった。彼らは定期的に嫌がらせを受け、金を払わされた。これは、再統合を促進するために受けた支援が何も残らなくなるまで続いた。すると *Imbonerakure* は夫が特に夜回りに加わるよう要求した。夫は連れ去られ、家族はしばらくの間彼がどうなったのかわからなかった。彼らは、彼の運命に関して情報を求めることを妨げるために脅された。ついに拘束された夫は釈放されたが、明らかに虐待を受けていた。一家は再び近隣の国に逃れることを選んだ。

一般的に言って、与党に対して支持を示さない国民は、間接的に家族特に女性と同様に標的とされてきた。この状況は、主として与党または *Imbonerakure* に加わることを断る個人または *CNDD-FDD* 党または選挙の準備のために *Imbonerakure* によって要求される金銭の寄付を提供することを断る者に関係している。国家の長の写真に落書きをした学童も容赦されなかった。

現在までで、私たちが文書化した違反は、家庭への夜襲中に農山漁村・遠隔地域で主として行われた。最もつましく暮らし、特別な政治活動をしていない家庭が悪影響を受けてきた。普通、*Imbonerakure* によって行われるそのような攻撃中に、その場に居合わせた家族は暴行を受け、特に女性は集団レイプの被害者となった。多くの被害者とその親族は、これら違反の直接的結果として、長引く心理的・身体的害悪を受けている。

こういった違反は、普通、被害者と家族を対象としたハラスメント、脅迫、脅しのプロセスの結果である。こういった違反のほとんどは、地帯レベル・*colline* レベルで偏在していて、ますます孤立して或いは地方の行政官と協力して活動し、また過去の場合のように、警察や *SNR* と協力して活動している党の青年部、*Imbonerakure* によって行われた。

国家情報局(*SNR*)及び警察(*PNB*)も、継続して違反事件にかかわり続けていた。

私たちは、こういった違反の中には、殺害、投獄、レイプ及びその他の形態の相当する重大性を持つ性暴力及び政治的迫害を含め、「国際刑事裁判所設立条約」で定義されている人道違反の犯罪となると信じるだけの合理的根拠があるものと考えている。2018年の新憲法の下で、*SNR* は、もはや正式に政府の権威と議会の文民監督の下では防衛・安全保障軍ではない。*SNR* は、今では共和国大統領の直接的

権威と管理の下にあることはできず、従って、SNRの手先の行動、特にこれら国際犯罪を止め、対処する適切な措置を取り、加害者が受けてきた政治責任免除をなくすことを含め、これら手先に適切な監督権を行使しなかったことに対して、刑事的責任を取らせることができる。

私たちの前回の報告書以来の最も衝撃的な発展の1つは、表現・情報・結社・平和的集会の自由への権利を含めた国民の自由に課される制限の悪化である。これは選挙前の状況に当たるので一層心配である。

概して、ブルンディで平和と安全保障が広がる政府と CNDD-FDD の公式のプロパガンダに反駁するすべての声明は、それがメディアからのものであろうと、国内・国際 NGO からのものであろうと、国際団体の代表者からのものであろうとかかわりなく、政府と与党の役人によって、国を不安定化する試みまたは国の主権への攻撃として組織的に説明されてきた。

ブルンディの領土にいる時に、背後にいる人々に対して制裁が即座に取られた。独立したメディア局は、国家通信会議によって検閲を受け、BBC のようにその許可証は取り消されてきた。RFI と Iwacu(最後の独立したブルンディのメディア)の場合には、規制当局は警告を発した。2019年6月に、PARCEM 団体は、国内の心配される社会経済的状态に対して批判的な報告書を出したことに對して停止させられた。

結社の自由も厳しく制限されてきた。例えば、国内及び外国の NGO の活動は、厳しく監視され、地方の事務所を開設する際に大変な課題に直面している CNL の場合のように、野党の活動は妨げられている。野党の中には、集会を開いたことに對して党員が恣意的に逮捕され拘束されたものもあり、中には激しく殴打され傷害を負った者もある。

ブルンディは依然として世界の最貧国の1つであり、2015年の政治危機が国の社会経済環境とブルンディ人の生活条件に与えた否定的結果が根強く続いている。ブルンディ人の大多数、特に何らかの理由で一家の長となった女性は、極度の貧困の中で暮らしている。経済的・社会的権利の侵害は、食糧、衣類、シェルターへの権利を含めた主として適切な生活水準への権利に関して文書化され続けてきた。2019年には、生後6か月から59か月までのブルンディ人の子どもの56%が慢性的な栄養不良であり、ブルンディの人口の15%が厳しい食糧の不安定に直面しているものと見積もられた。しかし、主として選挙を行うために、普通強制的に様々な寄付が継続して集められており、さらなる貧困という結果となっている。ブルンディの人間開発指数は、学校教育は平均してわずか3年という状態で、189か国中185位である。特に政治差別を根拠とした仕事と教育への権利侵害も文書化されてきた。国民の生活条件の問題より政治が上回る程度は、マラリアの扱いに現れているが、WHOによれば、マラリアは2018年12月以来、国民の半数に悪影響を及ぼしてきた。しかし、疫病を宣言することを拒否する際に、政府は、国際社会から来たであろう支援の増加をなしで済ませることに決定し、そのために薬剤不足が定期的に報告されている。

司法制度は、野党に対する抑圧の道具として利用され、政治目的のために執行部によって利用され続けてきた。政府が状況は正常に戻ったと主張し、司法が機能しない刑事責任免除で毒された国では、加害者がしばしば政府によって保護されている時、被害者は依然として報復を恐れて告発できないし、告発する利益もわからない。

私たちは、今年、2020年の選挙で示されるブルンディの現在の状況に人権状況の悪化の可能性を示す危険要因があるのかどうかを待って決定することに決めている。私たちは状況の客観的監視を可能にする国連の早期警告と防止の目標に向けた厳格な分析的取組を採用することが極めて重要であると信じ

ている。これは、代わって、ブルンディ政府、国際社会、その他のステイクホルダーが警戒し、適切な予防措置で素早く対応することができるようにするであろう。

私たちは、国連大量虐殺防止と保護する責任事務所によって2014年に作成された「残虐行為犯罪分析枠組」を利用することを決定した。私たちは、危険要因は否定的結果の危険またはその受けやすさを高める条件であることを想起する。これには残虐犯罪を行うことに繋がる環境を生む、またはそれが起こる可能性または危険を示す行為、状況または要素が含まれる。性質が構造的なものもあれば、特定の状況または出来事に関係しているものもある。私たちは、「分析枠組」で明らかにされた残虐犯罪の8つの共通の危険要因に重点を置いた。残虐犯罪に関しては、これらは普通人道違反の犯罪、戦争犯罪、大量虐殺の犯罪及び民族浄化を言う。私たちは、残虐犯罪が起こる危険があるなら、確かに人権状況の悪化もあるであろうことを強調する。

「分析の枠組」には、それぞれの危険要因の客観的な指標が含まれている。現在ブルンディに存在する指標を明らかにする目的で、私たちは、委員会の設立以来収集された結果と情報を含め、2015年の危機の始まり以来の最も重要な発展の分析を行った。

結論は紛れもないものである。危機の4年後の2020年の選挙の前夜に、ブルンディの状況は、特に経済的不安定、近隣諸国での340,000人以上のブルンディ難民の存在、人権侵害に対する全体的な刑事責任免除及び2015年以来行われている人道違反の犯罪、東アフリカ共同体の主権の下での仲裁プロセス中のブルンディ政府の柔軟性の欠如のために危機の政治的解決のための見込みの欠如に示されているように、2015年の危機の根強さを特徴としている。

2020年の選挙プロセスは、促進された民主的スペースの縮小、市民社会の厳しい管理、検閲されるメディアを特徴とする現在のブルンディの状況を理解するためのカギとなる要素の1つとなっている。多党制度は紛らわしいものである。雰囲気は政治的不寛容の雰囲気である。政治的スペースは与党と政府機関と協定もしているし混乱もさせる傾向のある青年部”Imbonerakure”によって閉鎖されて来た。その目的の中に国民全体を自分たちの地位に転向させ募集することがある。国家機関の弱点を示す国家の長の権力の個人化がある。過去の残虐犯罪に対する真の和解と移行司法プロセスが不在で、政治目的のために国の歴史を操作することは、過去の苦情を結束させる危険を冒す。ブルンディ人の武装反対集団が近隣諸国に存在すること、選挙の状況でのブルンディ人防衛安全保障軍の地位についての地域の緊張と不確実性も、状況にインパクトを与えるかも知れない重要な要因である。

残虐犯罪の8つの共通の危険要因、そして従って、人権状況の悪化の危険要因は、今日ブルンディに存在する。つまり:

1. 不安定な政治的・経済的・社会的環境
2. 最近及び過去の重大な人権侵害に対する全体的な刑事責任免除の雰囲気
3. 侵害の可能性を防止できる国の構造、特に司法制度の脆弱さ
4. 過去の苦情と刑事責任免除事例を含め、暴力に訴える動機と意図、特に CENTD-FDD 党が権力の座にとどまる決意の存在
5. 暴力に訴え、侵害を行う様々なステイクホルダーの能力
6. 自由で多様で独立した国のメディアのみならず、強力で組織された国内の市民社会代表のような緩和要因の不在
7. アイデンティティ、過去の出来事または暴力を行う動機の政治目的のための利用を含め、暴力と人権侵害に繋がる機能的状況と環境

8. 特に 2020 年の選挙の開催のような引き金となる要因の存在

私たちは、これら 8 つの共通の危険要因の存在は、必ずしも残虐犯罪が起こることを意味するものではなく、最も重要なのは、どの時点でどのようにこういった犯罪が起こるのかを決定するのではなく、どのような型の犯罪または違反が行われるかを決定するものでもないことを強調したい。しかし、ブルンディは明確に高い危険にさらされている。

私たちは、現在の危機は主として政治的性質のものであり、Pierre Nkurunziza 大統領が 2015 年に 3 期目を目指すことを決定したことが引き金となっていると考えていることを強調する。この危機の中で、民族は政治目的のために時々利用されて来た。2010 年と 2015 年の選挙の枠組内で、暴力は民族間のものであるのみならず民族内のものとなっていることを想起する価値がある。

危険は現実的で重大であるが、悪化は避けられない。私たちの取組の目的は、正確にこれを防止することである。実際、早期警告は、それ自体が防止の構成要素であることが知られた事実である。従って、私たちは最高の警戒心を持ってブルンディの状況の進展をフォローするよう国際社会に要請する。これは、前途にある微妙な期間を仮定すれば、一層必要である。従って、国の人権状況を監視する立場にある少なくとも一つの独立国際メカニズムが残っていることを保障するために委員会のマンデートがもうあと 1 年更新されることを要請している。

ブルンディにおける人権侵害の根強さに鑑みて、私たちは、もし必要ならば国連難民高等弁務官の支援なしで、任意かまたは強制的にブルンディ人の亡命者と難民の帰還を組織するタンザニアとブルンディの間で署名された最近の協定を心配している。今年の私たちの作業のかなりの部分は、国に帰還したブルンディ難民を対象とする人権侵害を文書化することであった。私たちは、すべての国々がブルンディ人の亡命者に明白な難民の地位を認め、ノン・ルフールマンと難民の保護の原則を厳しく守ることを保障することを勧告する。

私たちは、ブルンディ政府にとって、「アルシャ和平協定」を尊重し、これまで以上に価値があり関連性のある私たちの様々な報告書に含まれている勧告を実施することの重要性を再確認する。今年当局に宛てた新しい勧告は、主として状況の悪化を防止することを意図している。私たちは、特に、ブルンディが建設的に協働的にすべての国際・地域人権メカニズムと再びかかわることの重要性に関する勧告と国内人権メカニズムの構造的・財政的独立を確保し、そのメンバーの能力を築くための取られる措置を主張する。同様に重要なのは、法律と慣行において、情報、結社と平和的集会の自由への権利を保証するようとの勧告であり、これは選挙の状況での政治的寛容と真の多党制度の環境を保障するために極めて重要である。最後に、私たちは、政府が国の選挙委員会(CENI)の独立性を保証し、選挙前、選挙中、選挙後の作業を行うために移動の自由を保障して、国内・国際独立選挙オブザーヴァーへのアクセスを提供することを勧告する。

9 月 17 日(火)午後 第 18 回会議

議事項目 4(継続)

一般討論

9月18日(水)午前 第19回会議

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

提出文書

1. 先住民族の権利---先住民族の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/42/37)
2. 上記報告書付録---エクアドルへの訪問(A/HRC/42/37/Add.1)
3. 上記報告書付録---東ティモールへの訪問(A/HRC/42/37/Add.2)
4. 先住民族の権利に関する専門家メカニズムの年次報告書(A/HRC/42/55)
5. 国境、移動、強制移動の状況での先住民族の権利: 先住民族の権利に関する専門家メカニズムの死調査(A/HRC/42/56)
6. 「国連先住民族の権利宣言」を実施する努力---先住民族の権利に関する専門家メカニズム報告書(A/HRC/42/57)

意見交換対話

- 先住民族の権利に関する特別報告者と
- 先住民族の権利に関する専門家メカニズム(EMRIP)と

高官訪問

4. カメルーン外務大臣 Mr. Mbella Mbella Lejeune 閣下
5. オーストラリア先住民族オーストラリア人大臣 Mr Kea Wyatt 閣下

9月18日(水)昼 第20回会議

議事項目 5(継続)

意見交換対話(継続)

9月18日(水)午後 第21回会議

議事項目 5(継続)

提出文書

7. 第22回・23回人権理事会諮問委員会報告書---事務局メモ(A/HRC/42/52)
8. テロかすべての人権と基本的自由の享受に与える否定的影響---事務局メモ(A/HRC/42/53)
9. 「持続可能開発 2030 アジェンダ」の達成を支援するための未払い戻しの違法な資金利用の可能性に関する人権理事会諮問委員会による調査(A/HRC/42/54)
10. 人権分野での国連、その代表者及びメカニズムとの協力---事務総長報告書(A/HRC/42/30)

意見交換対話

- 人権理事会諮問委員会と
- 人権分野での国連、その代表者及びメカニズムとの協力に関する事務総長報告書に関する人権事務総長補と

先住民族の権利に関する年次半日のパネル討論

テーマ: *先住民族言語の推進と保存*

議長: 人権理事会副議長 Mr. Carlos Mario Foradori 閣下

開会ステートメント: Ms. Mona Rishmawi 国連人権高等弁務官事務所法の支配・平等・非差別課課長

司会者: Ms. Kristen Carpenter 先住民族の権利専門家メカニズム議長・報告者、国際先住民族言語年運営委員会委員

パネリスト:

1. Mr. Ken Wyatt 閣下先住民族オーストラリア人大臣(オーストラリア)
2. Mr. Lahoucine Amouzay、研究員、驚くべき文化王立期間(モロッコ)
3. Ms. Irmgarda Kasinskaite、プログラム専門家、国連教育科学文化機関(ユネスコ)知識社会部

9月19日(木)午前 第22回会議

議事項目 5(継続)

意見交換対話(継続)

9月19日(木)昼・午後 第23回・24回会議

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

提出文書

1. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---ノルウェー(A/HRC/42/3)
2. 上記報告書付録---ノルウェーによるコメント(A/HRC/42/3/Add.1)
3. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---アルバニア
4. 上記報告書付録---アルバニアによるコメント(A/HRC/42/4/Add.1)
5. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---コンゴ民主共和国(A/HRC/42/5)
6. 上記報告書付録---コンゴ民主共和国のコメント(A/HRC/42/5/Add.1)
7. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---コートイヴォワール(A/HRC/42/6)
8. 上記報告書付録---コートイヴォワールのコメント(A/HRC/42/6/Add.1)
9. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---ポルトガル(A/HRC/42/7)
10. 上記報告書付録---ポルトガルのコメント(A/HR/42/7/Add.1)

9月20日(金)午前 第25回会議

議事項目 6(継続)

提出文書

11. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---ブータン(A/HRC/42/8)
12. 上記報告書付録---ブータンのコメント(A/HRC/42/8/Add.1)
13. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---ドミニカ(A/HRC/42/9)
14. 上記報告書付録---ドミニカのコメント(A/HRC/42/9/Add.1)
15. 普遍的定期的レビュー作業高い報告書---朝鮮民主主義人民共和国(A/HRC/42/10)

16. 上記報告書付録---朝鮮民主人民共和国のコメント(A/HRC/42/10/Add.1)
17. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---ブルネイ・ダルサーラム(A/HRC/42/11)
18. 上記報告書付録---ブルネイ・ダルサーラムのコメント(A/HRC/42/11/Add.1)
19. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---コスタリカ(A/HRC/42/12)
20. 上記報告書付録---コスタリカのコメント(A/HRC/42/12/Add.1)
21. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---赤道ギニア(A/HRC/42/13)
22. 上記報告書付録---赤道ギニアのコメント(A/HRC/42/13/Add.1)
23. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---エチオピア(A/HRC/42/14)
24. 上記報告書付録---エチオピアのコメント(A/HRC/42/14/Add.1)
25. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---カタール(A/HRC/42/15)
26. 上記報告書付録---カタールのコメント(A/HRC/42/15/Add.1)
27. 普遍的定期的レビュー作業部会報告書---ニカラグア(A/HRC/42/16)
28. 上記報告書付録---ニカラグアのコメント(A/HRC/42/16/Add.1)

高官訪問

6. 南スーダン司法・憲法問題大臣 Mr. Paulino Wanawilla Unanga 閣下

9月20日(金)昼 第26回会議

議事項目 6(継続)

普遍的定期的レビュー(継続)

9月20日(金)午後 第27回会議

議事項目 5(継続)

一般討論

苦情処理手続き(非公開会議)

9月23日(月)午前 第28回会議

議事項目 5(継続)

一般討論(継続)

議事項目 6(継続)

一般討論

議事項目 7: パレスチナ及びその他のアラブ被占領地の人権状況

一般討論

9月23日(月)昼 第29回会議

議事項目7(継続)

一般討論(継続)

議事項目8: 「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

一般討論

9月23日(月)午後 第30回会議

議事項目8(継続)

一般討論(継続)

人権理事会とそのメカニズムの作業全体にジェンダーの視点を統合することに関する年次討論

テーマ: ジェンダー平等を促進するためのジェンダーに配慮したイニシアティブ

議長: Mr. Darlos Mario Foradori 閣下、人権理事会副議長

開会ステートメント: Ms. Kate Gilmore、国連人権副高等弁務官

ジェンダーの統合に関するこの年次討論で、人権理事会を代表することを名誉に思う。

10年以上前に、新たに設立された人権理事会は、その作業のすべての側面を通して、全人権構造にわたって首尾一貫した組織的なジェンダー統合へのそのコミットメントを定めた決議第6/30号を採択した。

約12年後に、この決議のインパクトの重要な証拠がある:

- ・ジェンダー平等は普遍的定期的レビューの勧告が行われる2番目に頻繁なトピックである。
- ・予防できる妊産婦死亡と罹病の原因と意味合いに関するこの理事会のイニシアティブは、いかにこの女性・女兒・幼児の生命の脅威が差別の結果であるか、従って重大な人権問題であるかを強調する手助けをしてきた。

- ・理事会の調査委員会と事実確認ミッションは、ますます、紛争と危機が女性・女兒・男性・男児及びLGBTIの人々に差異のあるインパクトを与えてきた様態の証拠を文書化し、ジェンダーに基づく差別と暴力の根本原因のカギとなる側面も明らかにしている。例えば、理事会が今会期で検討したミャンマーに関する事実確認ミッションの最近の報告書は、女性と女兒に課されるより幅広い社会経済的・政治的性制限と彼女たちに対する性暴力とジェンダーに基づく暴力との間の関連性の分析を提供している。

- ・特別手続きを含めた理事会の専門家メカニズムは、人権侵害のジェンダーに特化した側面に対する理解を深めてきた。女性に対する暴力に関する特別報告者と女性と女兒に対する差別に関する作業部会の作業は、この点での基本である。しかし、様々なマנדートにわたっても---とりわけ拷問・保健・即決の刑の執行・宗教の自由・人権擁護者、文化的権利・性的指向と性自認・ハンセン氏病に関して---特別手続きは、そのマנדートに関連する重要なジェンダーの側面を強調し、締約国にとってこれが何を意味するかに関して勧告を出してきた。

すべての人権は、万人のためのものである。ジェンダーに配慮した人権分析と人権基準のジェンダー包摂的な適用は、もし法律・政策・慣行が完全にジェンダーに関連するものであるならば極めて重要で

ある。これは、もし私たちの人権侵害に対する対応が公正であり、侵害に対する完全な説明責任が確保され、サヴァイヴァーの保護が効果的であり、防止と再発防止が可能ならば大事である。

一部だけではなくてすべての人々の状況に人権基準を平等に適用することは、普遍性のまさに精髓である。これは、女性の人権の巻き戻しに悪影響を及ぼす現代の努力のみならず、人種差別的・排外的含蓄を持つ大衆迎合主義的物語によってますます支援される努力がいかに困ったものでいるかも強調している。

理事会には、ジェンダーに基づく差別がアフリカ系の女性、有色女性、先住民族女性、入国女性、障害を持つ女性に悪影響を及ぼす様態に対する理解を推進することを含め、これら後退に抵抗する際に果たすべき重要な役割がある。理事会が努力しているジェンダー統合は、あらゆる分類要素とジェンダーの重なり合いに対処して、すべてのアイデンティティを包摂するものでなければならない。

これらから流れ出てくる人権条約と法律で、加盟国はジェンダー差別が原則においていかに間違っているかを説明してきたが---実際においてもジェンダー排除がいかに間違っているかを証拠が明確に示している。証拠は明確である---ジェンダー平等の推進は、私たち全員の生活の質に改善をもたらす。ジェンダー平等は、国の GDP または民主主義の程度よりももっと信頼できる平和の預言者であることが証明されている。ジェンダー平等は、経済の増幅者であることが証明されている---女性の労働力参加に対する障害を撤廃し、女性の参画とリーダーシップを推進することは、経済成長、安定、強靭性を牽引する。

明日、「2030 アジェンダ」の実施を見直すために、ニューヨークに政府と国家の長が集まる時、SDG ジェンダー指数が、女性の生活を改善するために十分なことをしていない国々に現在 28 億人の女性と女兒が暮らしていることを明らかにしたことを仮定すれば、彼らはジェンダー平等の力をもっと完全に解き放つためにどのようにすればよいかも検討しなければならない。

そして、国際社会が、国際人口開発会議(ICPD)と「北京宣言」の 25 周年を祝うことに向かう時、法的・政策的枠組が差別を永続化しないで、差別から保護することを保障し、労働環境が差別とハラスメントを受けないことを保障し、ユニヴァーサル・ヘルス・カヴァレッジが性と生殖に関する健康と権利を完全に統合することを保障して、重点がより包括的なこれら基準の適用と実施に置かれなければならない。

ジェンダー統合も女性が指導的役割と生活への参画の手段に含まれることを保障する一致した努力を必要とする。これは人権制度そのものにも言えることである。人権メカニズムへの任命のジェンダー平等において改善があったが、この進歩は見当違いで、もしジェンダー平等がすべての理事会機関の太鼓判となるべきものならば、さらに多くのことがなされなければならない。

ジェンダー統合は万人の利益となる。しかし、さらなる進歩---より良い統合、包摂的関連性、より高い参画---は、「一方ではリーダーシップと政治的意志、他方では慎重な措置と説明責任」を継続して必要とするであろう。

この理事会の会場での意思決定プロセスを通じた強力なリーダーシップ、明確な目標、提供に対する説明責任が、この最高の人権機関がその決議第 6/30 の精神と意図で果たすことができる役割を果たし、維持するカギとなる要因である。

司会者: Ms. Caitlin Kraft-Buchman、Women@The Table 創設者

パネリスト:

1. Ms. Elizabeth S. Salmon、人権理事会諮問委員会議長
2. Ms. Alejandra Vicente、GQUAL キャンペーン事務局局長、REDRESS 法律長
3. Ms. Mariana Duarte Mutzenberg、列国議会同盟(IPU)、ジェンダー・パートナーシップ・プログラム、プログラム担当官

9月24日(火)午前 第31回会議

議事項目 8(継続)

一般討論(継続)

議事項目 9: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容、「ターバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

提出文書

1. 第23回・24回アフリカ系の人々に関する専門家作業部会報告書(A/HRC/42/59)
2. 上記報告書付録---ベルギーへの訪問(A/HRC/41/59/Add.1)
3. 上記報告書付録---アルゼンチンへの訪問(A/HRC/41/59/Add.2)
4. 上記報告書付録---ベルギーのコメント(A/HRC/42/59/Add.3)
5. 第10回補足基準策定特別委員会報告書(A/HRC/42/58)

意見交換対話

---アフリカ系の人々に関する専門家作業部会と

---「国際人種差別撤廃条約」の補足基準の策定に関する特別委員会報告書のプレゼンテーション

高官訪問

7. スーダン共和国法務大臣 Mr. Nasr Al Deen Adel Bary 閣下

9月24日(火)昼 第32回会議

議事項目 9(継続)

一般討論

議事項目 10: 技術援助と能力開発

意見交換対話

---ウクライナの人権状況に関する人権高等弁務官の口頭による最新情報

9月24日(火)午後 第33回会議

議事項目 10(継続)

提出文書

1. コンゴ民主共和国の人権状況と国連合同人権事務所の活動---国連人権高等弁務官報告書

(A/HRC/42/32)

意見交換対話

---コンゴ民主共和国の人権状況に関する高等弁務官の口頭による最新情報

9月25日(水)午前 第34回会議

記事項目 10(継続)

意見交換対話

---リビアの人権状況に関する高等弁務官の口頭による最新情報

9月25日(水)昼 第35回会議

議事項目 10(継続)

提出文書

2. カンボディアの人権状況---カンボディアの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/42/60)
3. 上記報告書付録---取り残されつつある危険にさらされている人々の保護を評価する---カンボディアの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/42/60/Add.1)
4. 上記報告書付録---カンボディアのコメント(A/HRC/42/60/Add.3)

意見交換対話

---カンボディアの人権状況に関する特別報告者と

9月25日(水)午後 第36回会議

議事項目 10(継続)

提出文書

5. ソマリアの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/42/62)
6. スーダンの人権状況---スーダンの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/42/63)
7. 上記報告書付録--スーダンの人権状況に関する独立専門家のスーダンへの訪問報告書---スーダンのコメント

意見交換対話

---ソマリアの人権状況に関する独立専門家と
---スーダンの人権状況に関する独立専門家と

9月26日(木)午前 第37回会議

議事項目 10(継続)

提出文書

8. 人権の推進と保護においてカンボディア政府と国民を支援する際の国連人権高等弁務官事務所の役割と業績---事務総長報告書(A/HRC/42/31)

9. 人権分野でのイエーメンのための技術援助と能力開発の実施---国連人権高等弁務官報告書
(A/HRC/42/33)

10. ジョージアとの強力に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/42/34)

カンボディア・ジョージア・イエーメンに関する事務総長と人権高等弁務官の報告書のプレゼンテーション

人権副高等弁務官 Ms. Kate Gilmore のステートメント

今朝、議事項目 2 と 10 の下で、イエーメン、カンボディア、ジョージアに関する 3 つの報告書が提出された。

イエーメンに関する高等弁務官の報告書から始めたい。

これは、イエーメンの紛争のすべての当事者が行った違反と虐待の申し立てを継続して捜査することを保障するために、**イエーメン国内委員会に技術支援**を継続して提供するよう OHCHR に要請している決議第 39/21 号に従うものである。

紛争は、国際人道法のみならず重大な人権侵害と虐待を伴って、国民が情け容赦のない武力紛争とその他の形態の暴力に巻き込まれる状態で、イエーメンを**世界最悪の人道危機**に変えてしまった。

9 月 10 日に、イエーメンに関する著名な国際・地域専門家グループは、「**紛争の全当事者は、人権、国際法及び人道法の数多くの違反に対して責任があり**」、「これら侵害の中には戦争犯罪とるかも知れないものもある」と報告した。

国内委員会が、紛争の最中に人権と国際人道法の違反を捜査するマンドートをもって活動してきたのはこのような**極端な条件**の中である。安全保障と政治的制約は、イエーメンの領土全体を通して安全と自由に包括的な捜査を行うその能力をかなり妨げてきた。

報告書は、**私たちが委員会に提供してきた支援**を概説している。この支援は、基本的に、国際的人権法・人道法・刑法と人権の監視・捜査・報告の方法論に関して、委員会の委員と職員の知識を深めることに重点を置いた。すべての活動は、ジェンダーに配慮した取組を反映していた。

この支援にはインパクトがあった。数年にわたって、委員会はその報告を増やしてきた。2016 年 8 月と 2019 年 3 月の間に、委員会は 6 つの報告書を生み出し、現在までに、紛争の様々な当事者が行った **17,000 以上の人権侵害と虐待**を文書化してきた。最新の報告書が示しているように、委員会は、Houthi-Saleh 軍、アラブ連合軍、ドローン戦を含め、全当事者が行った侵害と虐待を反映し、事件の原因を究明する努力を高めてきた。

しかし、委員会は、**かなりの課題**に直面し続けている。

委員会は未だにイエーメンの領土の一部に**アクセスできない**。特に、事実上の政府は、委員会がイエーメン政府によって任命された委員より成っているのでその構成が公平性と独立性を妨げていることを根拠に、委員会と協力したがらず、自分たちが支配している地域へのアクセスを提供したがない。

さらに、不安定な環境を仮定すれば、委員会の委員と職員は、**堅固な保護メカニズムの欠如**のために、被害者や証人と意見交換する際に困難に直面してきた。

提出された報告書には、委員会の作業とインパクトを強化することのできる**勧告**が含まれている。これには、委員会が独立したメカニズムとしてその役割を安全に効果的に果たすことができることを保障するために、また検事総長が申し立てられた加害者が誰であろうと委員会から受けた事件を組織的に速やかに処理できることを保障するために、委員会のマンドートを改訂するよう政府を奨励することが含

まれる。さらに、勧告は、その効果とインパクトを強化する目的で、委員会自身に宛てたものである。

国内委員会は、その委員や職員の能力を強化し続けたいと思っている。従って、私たちは、特に自由の剥奪のすべての場所を含め、イエーメンのすべての地域へのアクセスを認め、必要とするかも知れないすべての関連情報を提供することにより、委員会が安全に効果的にそのマンデートを果たすことができるように、**委員会と完全に協力するようすべての関連当事者に要請する。**

さて、2018年1月から2019年5月までのカンボディアにおけるOHCHRの作業に関する事務総長の報告書(A/HRC/42/31)を紹介したい。

期間中に、私たちは2019年から2020年までの政府との人権協力に関する「**理解覚書**」を**更新した**ことを報告できること嬉しく思う。私たちは、法の支配を強化し、参画への権利を推進し、基本的権利、経済的・社会的・文化的権利、拘束されている人々の権利を保護することを含め、パートナーとの協力を追求してきた。

この報告書は、**良好な発展**、特に「カンボディア持続可能な開発目標」の枠組の採択、継続する経済成長の結果としての経済的・社会的権利の享受の改善に言及している。報告書には、改善のための勧告も含まれている。

持続可能な開発を推進する手助けをするために、私たちは、プロセスの簡素化を提唱しつつ、先住民の土地の共同体資格を支援するために関連省庁と密接に協力した。私たちは政府の社会的土地権利プログラムの改善された実施を支援するために政府や地方自治体と協力した。私たちは、民間企業への土地の利権に関連するものを含め、土地紛争と埋め立てに対する公正で、平和的で永続的成果を推進し支援するためにも、政府とかかわり続けた。事務総長は、土地のプロセスをさらに改善し、開発で取り残される危険に瀕している人々を明らかにするための調査を行うことを勧告している。

期間中に、私たちは、特に事件管理を改善し、関連人権規範に対する意識を啓発し---拷問と虐待を含め---裁判官、警察、刑務官の能力を築くために、**刑事司法制度**の専門化も支援し続けた。事務総長は、裁判官の独立性を確保し、その透明性と効率をさらに改善し、拷問禁止国内委員会が自由の剥奪の場所でのそのミッションを果たすことができることを保障することを勧告している。

開会セッションで高等弁務官が述べたように、**以前の主要な野党の党員や支持者たちへの圧力が依然として懸念される**。「持続可能な開発目標」、特に「目標16」の達成には、意思決定への万人の参画が必要である---批判的見解を述べる人々を含め。事務総長は、公的問題の遂行において基本的自由と参画の権利を完全に尊重して、政治的対話とより公的な討議を要請している。元野党の役員や職員への最近の身体的攻撃は、完全に捜査される必要があろう。

市民社会スペースを再開するための有望な措置の中には、2018年後半以来取られてきたものもあるが、過去の制限的政策の永続的インパクトがまだ残っている。政府は2年毎の市民社会団体との「国内フォーラム」を設立してきたが、地方自治体を含め、制限と調査に直面し続けている。OHCHRは、基本的自由、法的援助または障害者の権利の監視のような領域での助成金を通じた支援を提供して、市民社会パートナーとの密接な協力を継続した。事務総長は、「結社とNGOに関する法律」の見直しを通して、市民社会団体の妨げられない作業の保証を強化することを要請している。

万人のためのすべての人権の実現において、カンボディア政府と国民を**支援し続ける**というコミットメントを繰り返す際に事務総長に加わらせていただきたい。

決議第40/28号で要請されているように、**ジョージア**との協力に関する高等弁務官の報告書(A/HR/42/34)をご説明する。

この目的での**献身的な予算がない**状況でのジョージアに関するマンデートの実施に関連する継続する制約にまず注意を引きたい。私は、標準的な PBI プロセスを通して今後の報告の要請に適切な予算が伴うよう加盟国に勧める言葉を繰り返す。

提出された報告書は、ティビリシに根拠を置く私たちの上級人権顧問を通して、2018年6月から2019年5月までの私たちが提供した**技術援助の全体像**を提供している。

報告書は、この**期間中の人権の発展**も概説し---さらなる注意を必要とするカギとなる領域を含め---、人権を強化するその継続中の努力において政府をさらに支援する勧告を提供している。これらには、司法行政の改善、拷問と虐待の防止、差別への対処、仕事の危険な条件への対処、市民のスペースの保護が含まれている。

私たちは、特に宗教または信念、ジェンダーと性的指向を根拠とする**差別とヘイト・スピーチと闘う**努力の強化を優先するよう政府を奨励している。

私たちは、**法律執行担当官による申し立てられた違反を捜査する独立機関**のような国家検査官の任命のように、報告書の完成後に起こった発展を歓迎している。この機関がそのマンデートを実施するための十分な資金によって支援されることが極めて重要である。同時に、私たちは、不相応な武力の使用の申し立てと6月にティビリシであったデモの状況での暴力事件の効果的捜査の要請を繰り返す。

決議第40/28は、OHCHRがアブカジア、ジョージア、ジョージアの南オセチアのツキンヴァリ地域へのアクセスが認められることを要請した。私は、この問題に関してはまだ進歩がなかったことを報告することを残念に思う。

これまでと同様に、これら地域への継続するアクセスの欠如のために、報告書は、OHCHRが受けた情報に基づいて、**アブカジア、ジョージア、ジョージアの南オセチアのツキンヴァリ地域に関する人権状況**の全体像を示している。

こら地域にいる国民の人権は、**未解決の紛争の否定的な影響**を受け続けている。

アブカジアと南オセチアでの**移動の自由**への制限と障害は根強く続いている。Gugutiantkari村周辺の状況、行政的境界線の一時的閉鎖、機能する横断地点の限られた利用可能性及び必要な身分証明書及びその他の証明書についての曖昧さを含め、いわゆる「境界化」に関連する措置が、地方の母集団の孤立と脆弱性を助長してきた。

彼らの**自由・健康・教育・財産**への権利に与えるインパクトは依然として特に深刻である。

さらに、検討中の期間に、もう一人の個人が**拘束中に死亡した**。私たちは、これと近年に申し立てられた違法な死亡または殺害における説明責任を確保する最善の努力を払うようすべての関連当事者に要請する。

今年、報告書は、アブカジアと南オセチアとその周辺の人権状況を改善することに向けてすべての関連当事者に向けた一連の**勧告**を出している。高等弁務官は、OHCHRが両地域にアクセスし、信頼を築き、悪影響を受けている人々の人権ニーズに対処することに向けて建設的に支援するようとの呼びかけを繰り返している。

一般討論

9月26日(木)昼 第37回会議

議事項目10(継続)

一般討論(継続)

議事項目1(継続)

決議の採択

1. 議長声明42---諮問委員会報告書(A/HRC/42/L32)

2. 国連人権高等弁務官事務所職員の構成(A/HRC/42/L.6)

共同提案国: ベラルーシ、ボリヴィア多民族国家、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

3. イェーメンの人権状況(A/HRC/42/L.16)

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス

4. ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム及びその他のマイノリティの人権状況(A/HRC/42/L.21/Rev.1)

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パキスタン、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、パレスチナ国

5. ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権分野での協力と技術援助を強化する(A/HRC/42/L.38/Rev.1)

共同提案国: アルジェリア、朝鮮民主主義人民共和国、イラン・イスラム共和国、ニカラグア、シリア・アラブ共和国、トルコ、パレスチナ国

6. 安全な飲用水と下水道への人権(A/HRC/42/L.1)

共同提案国: アルバニア、アルジェリア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、イラン・イスラム共和国、イラク、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、レバノン、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ポルトガル、カタール、ルーマニア、サウディアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、パレスチナ国

7. 人権の推進と保護における防止の役割(A/HRC/42/L.2)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ

8. 人権教育世界プログラム: 第4段階のための行動計画の採択(A/HRC/42/L.5)

アルバニア、アルジェリア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリビア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コスタリカ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィジー、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、イラク、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、カタール、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セネガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、パレスチナ国

9. 民主的で公正な国際秩序の推進(A/HRC/42/L.7)

共同提案国: アルジェリア、ベラルーシ、ボリビア多民族国家、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、ハイティ、イラン・イスラム共和国、イラク、ヨルダン、レバノン、カタール、サウディアラビア、チュニジア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエメン、パレスチナ国

10. 人権を侵害し民族自決権の行使を妨げる手段としての傭兵の使用(A/HRC/42/L.8)

共同提案国: アルジェリア、ベラルーシ、ボリビア多民族国家、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、イラク、ヨルダン、レバノン、カタール、サウディアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエメン、パレスチナ国

11. 原因と結果を含めた現代の形態の奴隷制度に関する特別報告者(A/HRC/42/L.9)

共同提案国: アルバニア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

12. 少年司法を含めた司法行政における人権(A/HRC/42/L.11)

共同提案国: アルバニア、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィジー、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、リヒテンシュタイン、リトアニア、マラウイ、マルタ、モンテネグロ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、

スペイン、スイス、ウクライナ、ウルグアイ

13. 高齢者の人権(A/HRC/42/L13)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、フィジー、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、イスラエル、マラウイ、マルタ、モンテネグロ、パラグアイ、ポルトガル、セルビア、スロヴェニア、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

決議内容

人権理事会は

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」及びその他の関連人権条約にも導かれ、

「ウィーン宣言と行動計画」を再確認し、

2008年の「政治宣言」と「高齢者に関するマドリード国際行動計画」及びその他のすべての関連する総会決議を念頭に置き、

高齢者の人権と尊厳の推進と保護を強化する措置に関する2015年12月17日の総会決議第70/164号、及び高齢者の人権に関する2012年9月28日の人権理事会決議第21/21号、2013年9月27日の人権理事会決議第24/20号及び2016年9月29日の人権理事会決議第33/5号を想起し、

人権理事会の制度構築に関するその決議第5/1号及び2007年6月18日の理事会の特別手続きマンドレート保持者のための「行動規範」に関する第5/2号も想起し、マンドレート保持者はこれら決議とその付録に従ってその責務を果たすべきことを強調し、

高齢者の権利について意識を啓発する際に、高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家のマンドレートの重要性を認め、独立専門家の報告書⁴と高齢者の人権の保護を強化する目的で国連のすべての加盟国に開かれている高齢者に関する無期限作業部会に感謝と共に留意し、

高齢者の人権の保護を強化する最良の方法を決定する各国の努力を認め、高齢者の権利に関する多国籍間の法的文書の策定の可能性を含め、高齢者に関する無期限作業部会内で出されてきた様々な提案を考慮し、

1. 高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家の作業を歓迎する。
2. 人権理事会決議第33/5号で定められた条件に従って、高齢者によるすべての人権の享受に関する独立専門家のマンドレートを3年間延長することを決定する。
3. すべての各国政府に、独立専門家と協力するよう要請し、マンドレートに関連するすべての必要な情報をマンドレート保持者に提供するよう各国政府に勧める。
4. それぞれの作業計画に従って、人権理事会と総会に定期的に報告するよう独立専門家たちに要請する。
5. 必要な重複を避けつつ、その年次会期に参加することを含め、高齢者に関する無期限作業部会と密接に調整して活動するよう独立専門家に要請する。

⁴ A/HRC/42/43 及び Add1-2。

6. マンデート保持者がそのマンデートを果たすことができるように、独立専門家と完全に協力するよう、国連機関、基金、計画、人権メカニズム、国内人権機関及び市民社会を含め、すべての関連ステイクホルダーを奨励し、民間セクター、ドナー、開発機関に勧める。

7. 2012年12月20日の総会決議第67/139号のパラグラフ1と3に従って、独立専門家の報告書が高齢者に関する無期限作業部会と総会の注意を引くことを保障するよう事務総長に要請する。

8. マンデートの効果的成就のために必要なすべての人的・技術的・財政的資源を独立専門家に提供するよう、事務総長と国連人権高等弁務官に要請する。

9. この問題にかかわり続けることを決定する。

14. 社会保障への権利(A/HRC/42/L.14)

共同提案国: オーストラリア、フィジー、フィンランド、フランス、ハイティ、アイスランド、イタリア、ナミビア、ノルウェー、ポルトガル、南アフリカ、スペイン、トルコ、ウクライナ

15. 「北京宣言と行動綱領」の25周年を記念する(A/HRC/42/L.17)

共同提案国: アルバニア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブルガリア、チリ、中国、コロンビア、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ケニア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポルトガル、モルデヴィ共和国、ルーマニア、ルワンダ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ

16. デジタル時代のプライバシーへの権利(A/HRC/42/L.18)

共同提案国: アルバニア、アルメニア、オーストリア、ベルギー、コロンビア、チェキア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウクライナ

17. 最高の水準の身体的・精神的健康の享受への万人の権利(A/HRC/42/L.19)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、キプロス、デンマーク、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、アイスランド、イラン・イスラム共和国、アイルランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、パラグアイ、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

18. 人権と移行司法(A/HRC/42/L.20)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ス

ロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウクライナ

19. テロと人権(A/HRC/42/L.23)

共同提案国: アルジェリア、エジプト、ジョージア、ヨルダン、メキシコ、サウジアラビア、チュニジア

20. 人権と先住民族(A/HRC/42/L.24)

共同提案国: オーストラリア、オーストリア、ボリビア多民族国家、チリ、コロンビア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、グアテマラ、アイスランド、メキシコ、ノルウェー、パラグアイ、スウェーデン

21. 人権と先住民族: 先住民族の権利に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/42/L.25)

共同提案国: アルメニア、オーストラリア、ボリビア多民族国家、カナダ、チリ、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、アイスランド、イタリア、ルクセンブルグ、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、パラグアイ、スペイン、スウェーデン、ウクライナ

22. 危険物質と廃棄物にさらされている労働者の権利保護(A/HRC/42/L.27)

共同提案国: アンゴラ、トルコ、ウクライナ

23. 恣意的拘束(A/HRC/42/L.34/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エルサルバドル、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マラウイ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国

9月26日(木)午後 第39回会議

議事項目1(継続)

---決議の採択(継続)

9月27日(金)午前 第40回会議

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

24. 開発への権利(A/HRC/42/L.36)

共同提案国: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パステナ国

25. 死刑の問題(A/HRC/42/L.37)

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ハンガリー、アイスランド、アイ

ルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ

26. ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国の人権状況(A/HRC/42/L.4/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェキア、デンマーク、ジョージア、ドイツ、グアテマラ、グアイアナ、ホンデュラス、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、リトアニア、モナコ、オランダ、ニュージーランド、パラグアイ、ペルー、スロヴェニア、英国

27. ブルンディの人権状況(A/HRC/42/L.10/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国

28. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/42/L.22)

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ヨルダン、クウェート、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、カタール、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ、英国

29. 人権分野での国連、その代表及びメカニズムとの協力(A/HRC/42/L.33/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エルサルヴァドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

30. 言葉から現実へ: 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容に反対する具体的行動の世界的呼びかけ(A/HRC/42/L.28/Rev.1)

共同提案国: アンゴラ、アゼルバイジャン、ボリヴィア多民族国家、ハイティ、トルコ、パレスチナ国

31. 実施、報告、フォローアップのための国内メカニズムを支援するための国際協力を推進する
(A/HRC/42/L.3)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、アゼルバイジャン、バハマ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、クロアチア、キプロス、フィジー、ジョージア、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、イタリア、ルクセンブルグ、メキシコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、パラグアイ、ポルトガ、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セルビア、酢スペイン、タイ、トルコ、ウクライナ、ウルグアイ

32. 人権の分野でのイエーメンのための技術援助と能力開発(A/HRC/42/L.12)

共同提案国: アルジェリア、バーレーン、コモロ、ジブティ、エジプト、イラク、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モーリタニア、モロッコ、オマーン、カタール、サウディアラビア、ソマリア、スーダン、チュニジア、アラブ首長国連邦、イエーメン、パレスチナ国

33. 人権の分野での技術協力と能力開発の強化(A/HRC/42/L.15)

共同提案国: アルバニア、アルジェリア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、デンマーク、フィンランド、ハイティ、ホンデュラス、インドネシア、イラク、アイスランド、ヨルダン、リビア、ルクセンブルグ、モロッコ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、カタール、モルドヴァ共和国、シンガポール、スペイン、スイス、タイ、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、パレスチナ国

34. 人権分野でのソマリアへの援助(A/HRC/42/L.26/Rev.1)

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、イタリア、リトアニア、カタール、ソマリア、スペイン、スウェーデン、タイ、トルコ、英国、イエーメン

35. コンゴ民主共和国の人権分野での技術援助と能力開発(A/HRC/42/L.29/Rev.1)

共同提案国: アンゴラ、トルコ、イエーメン

36. スーダンの人権をさらに改善するための技術援助と能力開発(A/HRC/42/L.30)

共同提案国: アンゴラ、イラク、ヨルダン、サウディアラビア、トルコ、英国、パレスチナ国

37. 中央アフリカ共和国の人権分野での技術援助と能力開発(A/HRC/42/L.31)

共同提案国: アンゴラ、ブルガリア、クロアチア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、リトアニア、ルクセンブルグ、ノルウェー、スウェーデン、トルコ

38. カンボディアのための諮問サービスと技術援助(A/HRC/42/L.35/Rev.1)

主提案国: 日本

9月27日(金)昼 第41回会議

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

9月27日(金)午後 第42回会議

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

提出文書

3. 人権理事会諮問委員会委員の選出---事務総長メモ(A/HRC/42/64)

4. 上記報告書付録(A/HRC/42/64/Add.1)

人権理事会諮問委員会委員の選出

特別手続きマンドレート保持者の任命

会期報告書の採択

以 上

